

稲沢市行政経営改革プラン

(平成27年度～平成31年度)



平成27年3月

稲 沢 市



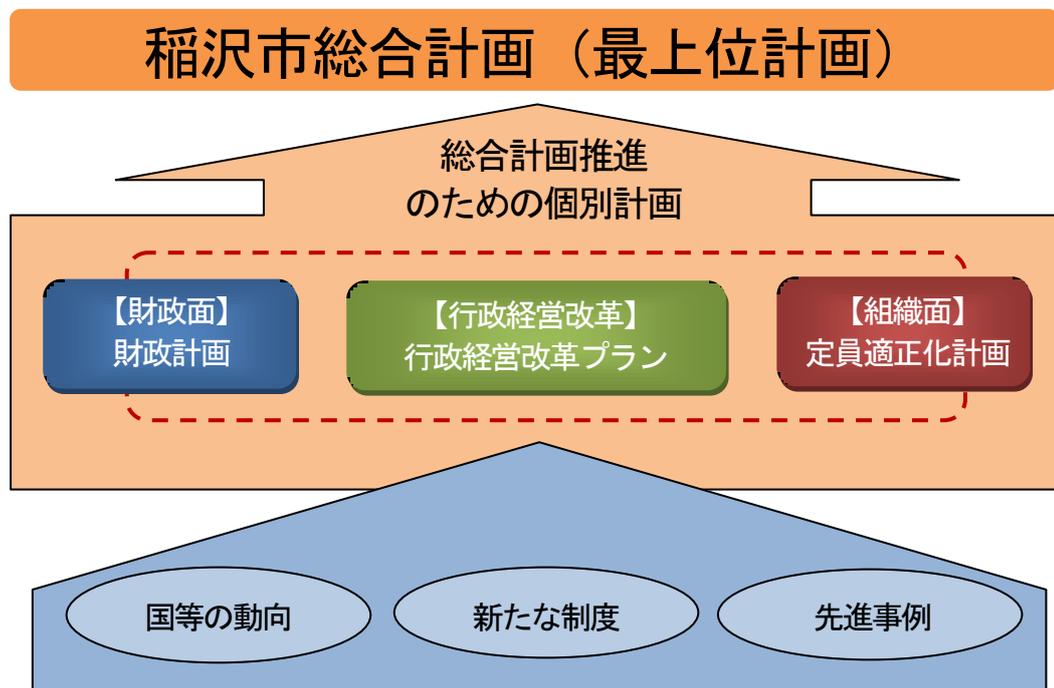
1 行政経営改革の必要性

（1）行政経営改革の位置付け

行政経営改革とは、その時代の行政ニーズに対応し、組織や制度、行政運営のあり方などを見直す取り組みです。更に、国・地方の動向、新たな制度や指針などに対応しつつ、先進事例なども積極的に取り込むことで、行財政における改革を推進するものです。このことは、市民の税金をもとに行政サービスを提供する行政にとって、本質的かつ継続的な取り組みであるといえます。

また、行政経営改革を推進することは、市の最上位計画である稲沢市総合計画を下支え・補完することとなり、総合計画で掲げる市の将来像の実現につながります。

■行政経営改革の位置付け



※行政経営改革は、財政面や組織面での改革を内包しています。

（２）これまでの取組み

稲沢市では、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、昭和60年度に「稲沢市行政改革大綱」を策定して以降、5度にわたり行政改革に関する方針を策定し、全庁的な推進に努めてきました。

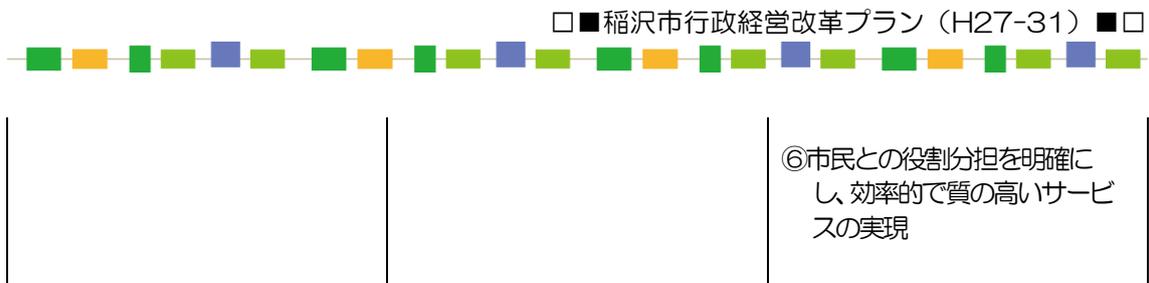
直近では、本市が行政経営改革に取り組んでいく際の基本方針及びその推進に向けた具体的な取組内容や実施スケジュール等を定めた「稲沢市行政経営改革プラン（平成22年度～平成26年度）」（以下「前プラン」という。）を平成22年度に策定し、積極的な改革を進めてきたところです。

これらの取組みによって、経費の削減、組織機構の改革、定員管理の適正化、民間委託等の推進など、行財政の効率化や行政サービスの向上の面で一定の成果を挙げてきましたが、一部の項目では検討や見直しに時間を要し、当初の計画どおりに推進できなかったものもあるため、それらを精査し、新たに策定する行政経営改革プランの中に盛り込むなど、不断の取組みが求められます。

■本市のこれまでの取組み

大綱・計画の名称	計画期間	重点取組事項（基本目標）
稲沢市行政改革大綱	昭和60～62年度（第1期） 昭和63～平成2年度（第2期） 平成3年度（第3期）	①事務事業の見直し ②組織・機構の簡素合理化 ③給与の適正化 ④定員管理の適正化 ⑤OA化等の事務改革の推進 ⑥会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化
第2次稲沢市行政改革大綱	平成8～10年度	①事務事業の見直し ②時代に即応した組織・機構の見直し ③定員管理及び給与の適正化 ④効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 ⑤行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

		⑥会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化
第3次稲沢市行政改革大綱	平成11～20年度 (行政経営改革プランに継承)	①公の施設の適正管理 ②組織・機構の見直し ③定員及び給与の見直し ④人材の育成・確保 ⑤行政の情報化の推進等行政サービスの向上 ⑥公正の確保と透明性の向上 ⑦財政の健全化 ⑧公共工事 ⑨事務事業の見直し
行政経営改革プラン	平成17～21年度	①成果、コストを重視した組織・制度への転換 ②持続可能な財政運営の確立 ③職員の意識改革と人材育成 ④ITを活用した、便利で快適なサービスの実現 ⑤市民との協働による市政の実現 ⑥市民との役割分担を明確にし、効率的で質の高いサービスの実現
稲沢市行政経営改革プラン	平成22～26年度	①成果、コストを重視した組織・制度への転換 ②持続可能な財政運営の確立 ③職員の意識改革と人材育成 ④便利で快適なサービスの実現 ⑤市民との協働による市政の実現



（3）本市を取り巻く社会環境

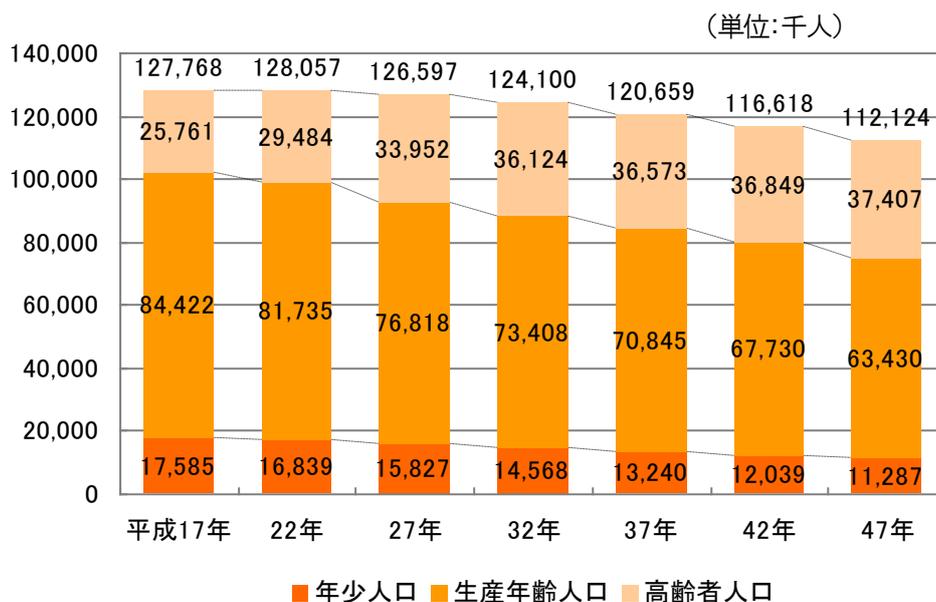
ア 人口の減少と少子高齢化の進展

わが国の総人口は平成 21 年をピークに減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所がまとめた推計結果によると、稲沢市の将来人口も国と同様の傾向を示しており、人口減少がもたらす様々な影響への備えが急がれます。

平成 22 年から平成 47 年までの 25 年間の市の将来人口推計を見ると、総人口は 13 万 6 千人から 11 万 7 千人に減少する一方、高齢者人口は 2 万 9 千人から 3 万 7 千人に増加します。生産年齢人口の減少によって税収が下がる一方、高齢者人口の増加によって医療や介護などの費用は増えていきます。

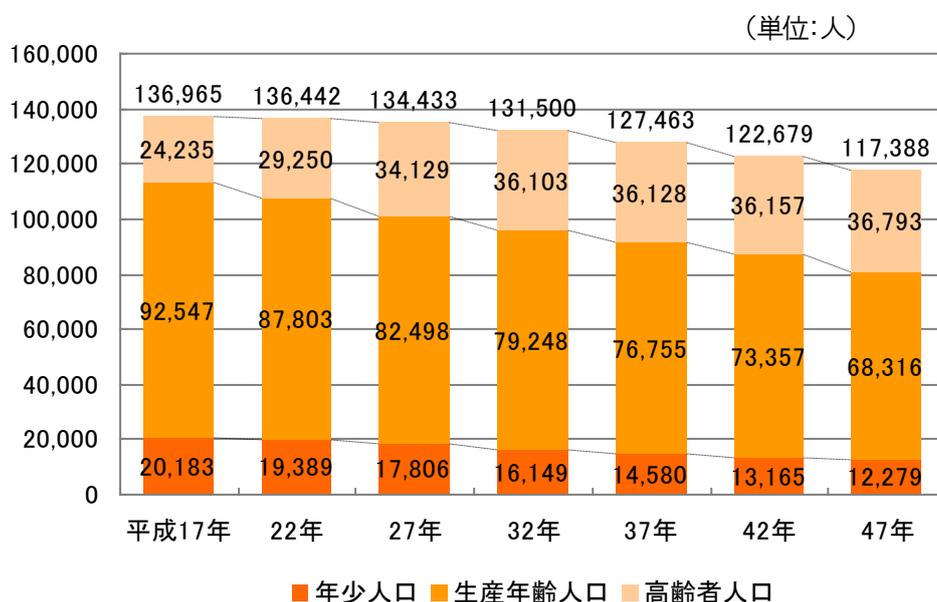
少子高齢化の進展は、医療、子育て、教育、防災、環境、福祉など、市民の暮らしに欠かせないサービスにまで影響を及ぼすと懸念されます。

■ 国の将来人口推計



(国立社会保障・人口研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」より)

■ 稲沢市の将来人口推計



(国立社会保障・人口研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より)

イ 市民ニーズの多様化・高度化

市民の価値観や生活スタイルの多様化が進む中、これまでのように均一的・画一的な行政サービスでは適切に対応していくことが困難な状況となっています。

そのため、地域課題を自発的に解決していこうとする市民、地域団体、事業者、NPO・ボランティアなどの多様な主体がそれぞれの特性を生かして役割を分担する「協働型社会」を構築する必要があります。



ウ 地方分権の進展

第二期地方分権改革に伴い、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」や「都道府県から市町村への権限移譲」が進められたことにより、地域における自主性の強化と自由度の拡大が図られました。

地方分権時代にあっては、地方自治体は自らの責任と判断で地域の実情を踏まえた施策を立案の上執行し、その結果の責任も負わなければなりません。

こうした能力をいかに発揮できるかが、今後自治体間の差になって現れてくると考えます。

（４）本市の行財政運営の課題

ア 健全財政の維持

歳入関係

○今後、市税収入は200億円程度で推移すると見込んでいますが、生産年齢人口の減少や住宅需要の冷え込みが予測される上に、一部国税化により法人市民税の税率が削減されることから、増加する要素は少ないと考えます。

○地方交付税については、合併算定替の特例措置等による上乗せ交付分が平成28年度以降の5年間において段階的に削減され、平成33年度には廃止されます。仮に平成26年度算定ベースでみると、平成28年度から平成32年度までの5年間で約48億円の減、平成33年度には19億円減の15億円となり、非常に厳しい状況が予想されます。

○一般会計の基金残高は、平成22年度末には80億円を切るところまで落ち込みましたが、平成25年度末には約120億円まで回復しました。今後は旧市民病院の解体や新市民病院建設関連の地方債の償還、公共施設の修繕等の整備に基金の取り崩しが必要となるため、基金残高は急激に減少する見込みです。

○現時点において、事業の再点検を行い歳出の削減に努めた上で、歳出超過部分については基金からの繰入れを行うことで収支の均衡を保っていますが、近い将来に基金が枯渇することが目に見えており、基金に頼った計画では、行財政運営に重大な支障を来すこととなります。

○基金に頼らない行財政運営を目指し、これまで以上に歳入の確保と経常的経費の節減を含めた歳出の抑制に努めなければなりません。また、将来起こり得る市税の急激な減少に対応するため、基金残高の回復にも努める必要があります。

歳出関係

- 高齢化の進展や医療の高度化等により医療費が増加しており、また、景気の動向によっては生活保護費等の増加も見込まれます。扶助費が年々増加すると予測されることから、事業に投入できる投資的経費の財源は年々減少していきます。
- 公共施設やインフラ設備の耐震化、長寿命化又は更新といった老朽化対策に伴う事業費が今後必要となります。公共施設については、再編による総量の抑制を図ることが急務ですが、地域住民や利用者の理解を得ることに時間を要し、進捗状況ははかばかしくありません。合併特別債の発行期限は平成 32 年度までであることから、公共施設再編に係る事業は安易に先送りすることはできない状況です。
- 歳出超過分については、財政調整基金を含む基金の取り崩しで補完していますが、将来的には基金の繰入れで収支の均衡を保つことができなくなるほど残高が減少する事態が予想されます。持続可能なまちづくりを進めるためには、事業の選択、優先順位付けを行い、縮減を含む市の政策全体の抜本的見直しを検討する必要があります。

イ 公共施設の老朽化

- 本市ではこれまで、人口の増加や市民ニーズの拡大に対応するべく施設整備を進めてきましたが、その結果、多量の公共施設を抱えることにつながっています。
- これらの施設は建築後 30 年以上経過したものが多く、全体の 7 割を占めます。施設をこれからも運営していくためには、修繕や改修だけでなく、老朽化に伴う巨額の建て替え費用が必要になり、大きな財政負担が予想されます。
- 人口減少社会の到来は、公共サービスに対する市民ニーズの変化や縮小につながります。こうした社会的条件下では、公共施設の総量の削減を図り、必要な財源を確保するとともに、時代の変化に合わせてサービス内容を転換していく必要があります。

ウ 組織・定員の適正化

- 多様化・高度化する行政ニーズを的確に把握し、適切に対応できる組織体制を確保しつつ、事務の簡素化・効率化と事業の見直しとともに、人員配置の適正化を図る必要があります。
- 質の高い公共サービスを継続的に提供することができるよう、職員が能力を十分に発揮できる仕組みの構築や組織内の横断的な連携体制の強化が求められています。

エ 市民協働の推進

- 時代とともに多様化・高度化する市民ニーズに対応していくためには、今までのように全てを行政が担うという発想を転換していかなければなりません。
- 必要な公共サービスを今後も提供していくためには、地域全体で公共サービスを担うという「新しい公共」の理念の下、市民、地域団体、NPO・ボランティアなどと行政が広範にわたって協力・協働していく必要があると考えます。

オ 民間活力の活用推進

- 市民サービスの維持向上やコストの縮減を図ることができる場合は、行政としての責任に留意しつつ、可能な限り民間の資金及びノウハウを活用した手法（民間委託、指定管理者制度など）を適正に導入することが求められています。
- 本市ではこれまで、指定管理者制度の導入を中心に一定の成果を上げてきましたが、今後は、民間活力の活用を図るための更なる取組みを推進する必要があります。



（５）新たな行政経営改革プランの必要性

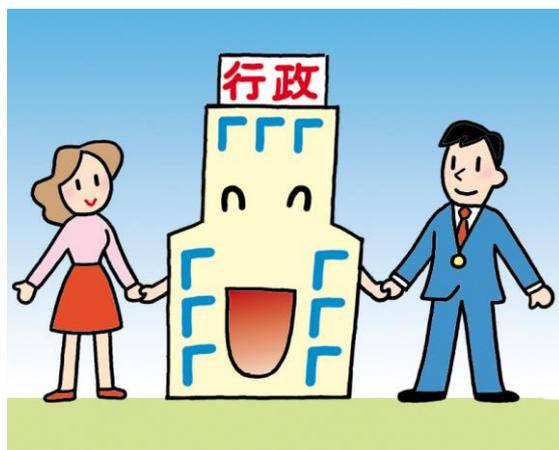
人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進展など、社会構造が大きく変化していく中で、地方と国との関係も新たな段階を迎えています。

地方自治体は、自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められていることから、「自助・共助・公助」が機能する持続可能なまちづくりを進めるためには、地域を構成する市民、地域団体、事業者、NPO・ボランティアなどの多様な主体と行政がそれぞれの役割と責任に基づき、協働連携して公共サービスを展開していくことが今後一層必要になります。

また、長引く景気の停滞による税収の減少に加え、社会保障関係費の増大など、本市の財政状況は大変厳しい状況に置かれています。そして、これまで整備してきた公共施設等の維持更新も大きな課題となっています。

このように市を取り巻く環境が大きく変化している中で、将来にわたって安定した行政サービスが提供できる体制や仕組みを構築していくためには、日々変化する社会経済環境に適切かつ柔軟に対応し、継続的に行政経営改革を推進していく必要があります。

新たな行政経営改革プラン（以下「本プラン」という。）では、前プランにおける取り組みの更なる深化と発展を図るため、「行政を経営する」という概念をより強く意識し、限られた経営資源を市民ニーズや社会経済環境に合わせて最適配分し、価値ある行政サービスを提供するための仕組みを構築するとともに、自律的かつ継続的な行政経営と地域経営を推進し、「行政サービスの最適化による市民満足度の向上」を改革のテーマに据え、「質の向上の改革」と「減量型の改革」とが両立する行政経営改革に取り組んでいきます。





2 改革の基本的な考え方

（1）経営の基本理念

経営の基本理念

- 1 まず市民のこと、そしてまちの未来のことを考える
- 2 市民との協働を通じて、限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の向上を目指す

「経営の基本理念」とは、市の価値基準・価値観を確立したものであり、行政経営改革に取り組んでいく市の基本姿勢でもあります。

本市では、多様化する市民ニーズに対して「迅速に対応できるスリムでスピード感のある行政運営」、「税金を負担する市民の満足度を最優先に考え、市民生活に根ざした行政運営」の実現に向けて、市民と行政との協働関係の構築、市民目線に立った行政サービスの提供、民間事業者の経営理念や経営手法の積極的な導入等によって、限られた経営資源を効果的に活用し、市民満足度の向上を図る「行政経営」への転換を目指し、平成17年度に策定した「行政経営改革プラン」で上記の基本理念を掲げて以来、この理念に沿って今日まで改革に取り組んできました。

この基本理念は、時代や社会情勢の変化に影響されることがない普遍的なものですので、本プランにおいても引き続き継承することとします。

（2）改革のテーマ

経営の基本理念に基づき、本プランにおけるテーマを次のとおり設定し、改革に取り組んでいきます。

行政サービスの最適化による市民満足度の向上

（3）改革の視点

限られた経営資源の最適配分により、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するための仕組みづくりが求められていることから、本プランでは 質の向上 = 「質の改革」と 減量型 = 「量の改革」を両立させることを目指します。

ア 「質の改革」の視点

市役所は「市内最大のサービス機関」であることから、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、市民満足度の向上につながる質の高い行政サービスの提供を目指すとともに、成果重視の仕組みづくり、職員の資質向上や市民協働の推進などによる「質の改革」に取り組みます。

イ 「量の改革」の視点

内部事務の合理化・簡素化により無駄を省くとともに、定員管理の適正化や事務事業の再編・整理を図るなど、行財政の効率化・スリム化による「量の改革」に取り組みます。

（4）6つの基本目標

前述の「改革のテーマ」と「改革の視点」を踏まえ、次の6つを市が取り組むべき改革の基本目標とします。

本プランにおける取組みを前プランの深化・発展と位置付け、基本目標の具体化に向けた個々の取組みを進めていきます。

基本目標 1

成果、コストを重視した組織・制度への転換 （行政運営の改革）

限られた経営資源を効果的・効率的に活用できるよう、行政評価システムの活用等により絶えず市民の目線で施策や事務事業を見直すとともに、多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応していくため、スピードと成果、コストを重視した行政経営を推進していきます。

また、定員管理の適正化、予算編成の改革など行政運営の効率化にも努めます。

基本目標 2

持続可能な財政運営の確立（財政運営の改革）

社会保障関係費の増大や地方交付税の合併算定替による特例措置期間の終了など、厳しい財政状況が見込まれる中で、将来にわたって安定的な行政サービスを提供していくためには、持続可能な財政基盤の確立が不可欠です。

そのため、財政需要を的確に把握し、中長期の財政見通しを踏まえ、選択と集中により健全で計画的かつ適正な財政運営を行うとともに、市税等の徴収強化、受益者負担の適正化や補助金の整理合理化に努めるなど、財政の健全化に向けた取組みを一層推進していきます。

また、合併後の類似施設の重複や老朽化による施設の維持管理・更新コストの増大を抑制するため、公共施設の再編・適正化に重点的に取り組んでいきます。

基本目標 3

職員の意識改革と人材育成（職員・人材の改革）

社会経済情勢の変化や地方分権改革に伴う新たな行政課題に的確に対応していくためには、職員の更なる資質の向上を図るとともに、市民感覚と目標意識を持って職務を遂行し、組織の中でその能力を最大限発揮できるように環境を整備していく必要があります。

職員の能力開発は組織力に直結することから、各種研修や人事考課制度等の活用による職員個々の能力向上と意識改革に積極的に取り組んでいきます。

また、県や関係団体等との人事交流を推進し、人材の育成に努めます。

基本目標 4

便利で快適なサービスの実現（行政サービスの改革）

電子市役所化に継続して取り組み、ICTを活用した行政サービスの充実を図ります。

また、市民目線に立った快適で利便性の高い行政サービスが提供できるよう、窓口サービスの充実や各種相談体制の強化などに努めます。

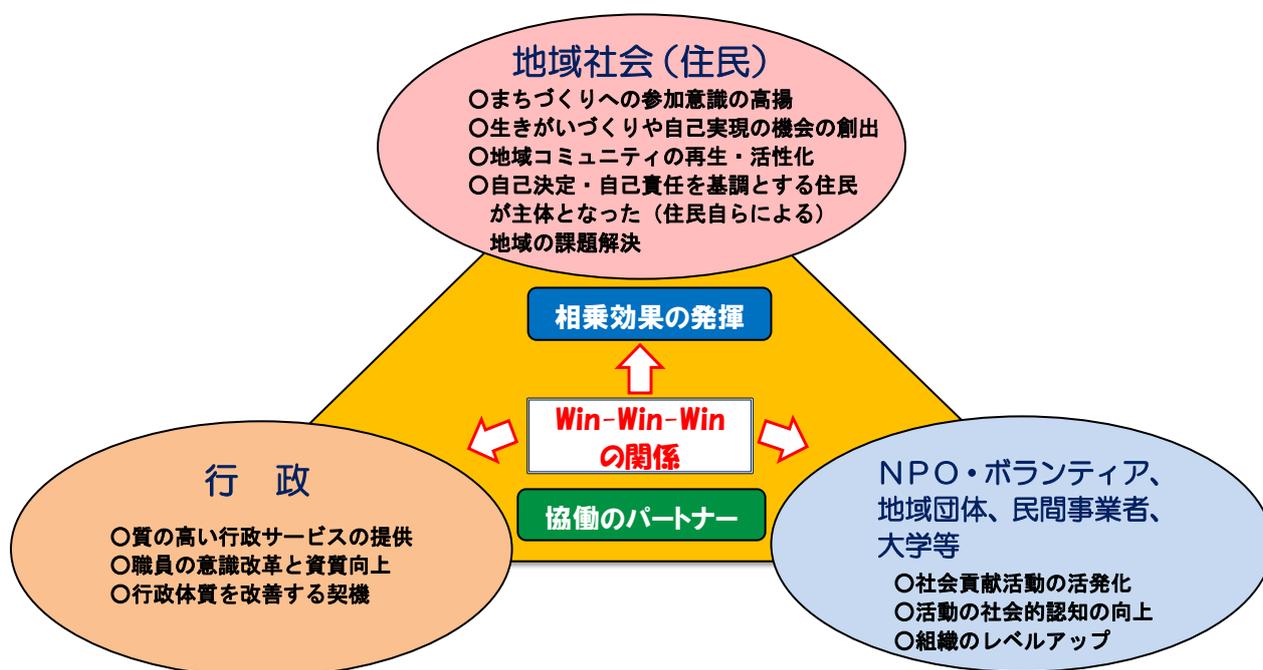
基本目標 5

市民との協働による市政の実現（市民協働による改革）

市民協働のまちづくりを推進していくためには、市民と行政が情報を適切に共有し、共通の課題認識を持つことが重要です。そのため、市民に対し分かりやすく正確な行政情報を積極的に提供・発信し、市政の透明性の向上に努めます。

また、NPO・ボランティアや市民活動団体の育成・支援に努めるとともに、地域団体、市内の民間事業者や大学等、まちづくりを担う多様な主体と信頼関係に基づくパートナーシップを築き、それぞれが持つ特性を生かしながら、補完協力し合ってまちづくりに取り組むことで、協働のパートナー同士だけでなく、地域社会にもメリットがもたらされる「Win-Win-Winの関係」を構築し、「新しい公共」の実現を目指します。

■協働による効果のイメージ



※Win-Win-Winの関係：ある事柄に関わる主体それぞれにより結果（成功）がもたらされる関係。

基本目標6

市民との役割分担を明確にし、効率的で質の高いサービスを実現（公共サービスの改革）

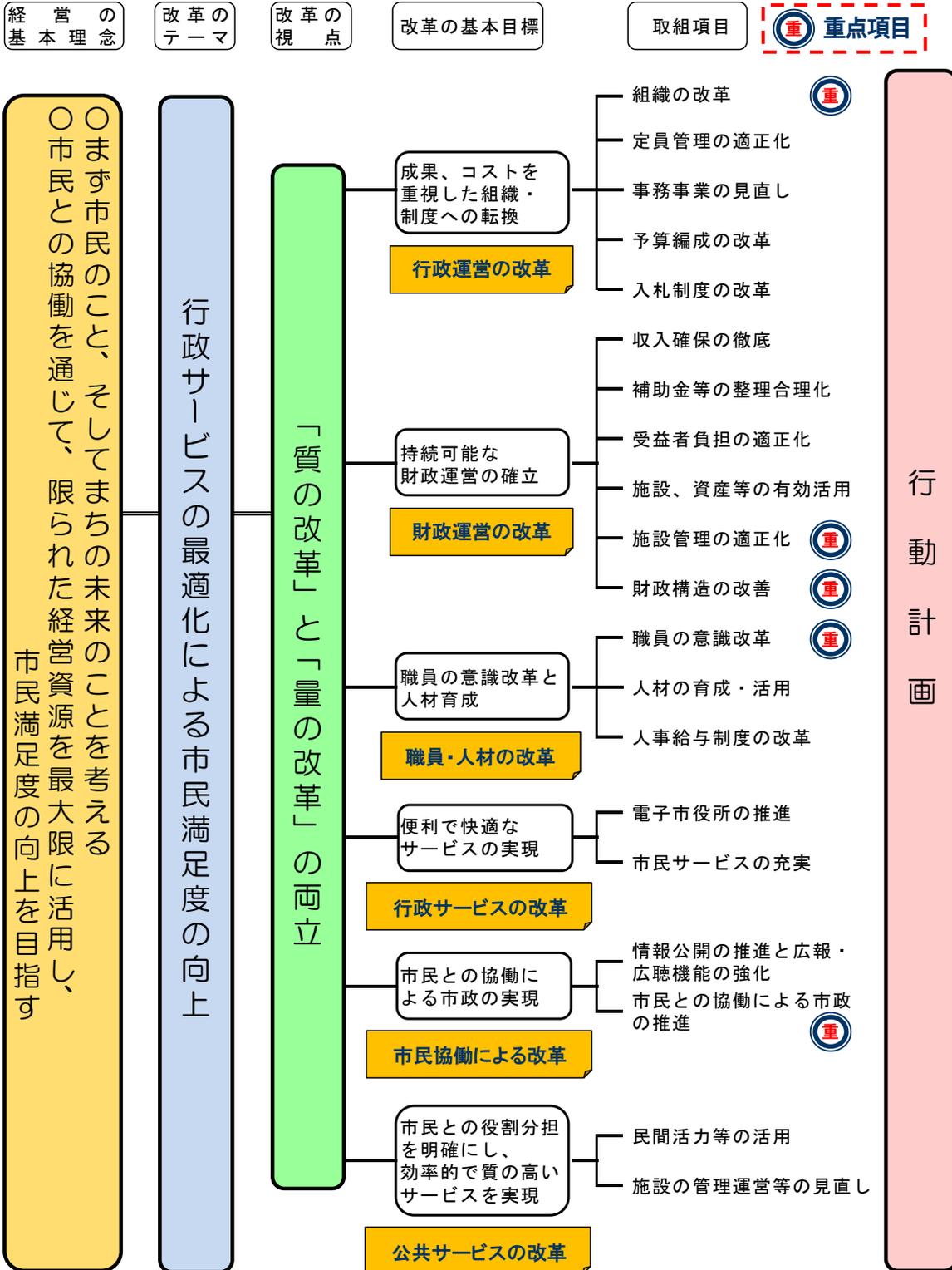
少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズがますます多様化・高度化してきており、もはや行政だけで公共サービスを提供していくには限界があります。

そのため、行政関与の必要性や適正なサービスのあり方を見直し、市民、民間、行政等、それぞれが担うべき役割と責任を明確にするとともに、市民活動、民間によるサービスや新たな経営手法などを有効に活用することで、効率的で質の高い公共サービスを総合的に提供していきます。





3 行政経営改革プランの体系図





4 改革の推進に向けた取組み

6つの基本目標に基づき、本市が今後取り組むべき20項目を定めます。

なお、改革の推進に当たっては、これらの項目に基づく行動計画を策定し、その中で個別目標や実施スケジュールなどの具体的な実施事項を定め、計画的に取り組んでいきます。

基本目標1 成果、コストを重視した組織・制度への転換

1 組織の改革



重点項目

社会経済環境の変化や地方分権時代の到来を迎え、多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる簡素で効率的な組織・機構を構築するとともに、地方自治体自らの権限と責任の下、本市の地域特性に応じた市民本位の政策が展開できるよう、成果を重視した組織体制の構築を図ります。

2 定員管理の適正化

定員管理については、社会経済情勢の変化等により増大する行政課題に対し、限られた職員数の中で対応していく必要があります。行政サービスの低下を招くことのないよう適正な業務の執行体制を確保するため、職員数と職員配置の適正化に努めます

3 事務事業の見直し

限られた経営資源の中で、多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応していくため、効率性や有効性の観点からPDCAサイクルに基づく事務事業の評価・検証を行い、一層のスクラップ・アンド・ビルドを進めます。

また、コストとサービスのバランスを考慮する中で、行政としての役割を終えた事務事業については廃止を進めるとともに、サービス内容や提供主体の見直しを進めます。

4 予算編成の改革

厳しい財政運営が続く中、限られた財源を有効に活用し、多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応していくため、予算編成のあり方を抜本的に見直し、より効率的な仕組みを構築していきます。

5 入札制度の改革

透明性・公平性の確保に向けて、物品等の一般競争入札の拡大を図るなど、入札契約制度の適正化に向けた改革・改善に取り組んでいきます。

基本目標 2 持続可能な財政運営の確立

1 収入確保の徹底

収納率の向上を図ることは、自主財源の確保はもとより、受益者負担の適正化の観点や安定したサービスを継続的に提供するためにも重要な課題です。そのため、未収金対策の強化を図り、収入の確保に取り組みます。

2 補助金等の整理合理化

補助金等については、その必要性や成果を考慮し、実効性及び効率性の向上に努め、引き続き適正化を図ります。

3 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、行政サービスを受ける者（利用する者）にはその受益に応じた経費負担を求める必要があります。市民負担の公平性の観点から使用料等のあり方を検討し、受益と負担の適正化を図ります。

4 施設、資産等の有効活用

施設、資産等について、売却や貸付け等により収入の確保を図るほか、省エネルギー化をはじめとする効果的・効率的な運用により経費の縮減に努めます。

5 施設管理の適正化



重点項目

少子高齢化や人口減少等に起因する新たな行政課題や市民ニーズの変化、将来の厳しい財政状況を見据え、合併後の類似施設の重複や老朽化に伴う維持管理、建替コスト等の増大を抑制するため、平成25年6月に策定した「公共施設再編に関する考え方」に基づき、公共施設の再編・適正化を推進していきます。

また、インフラ設備を含めた施設等の老朽化対策が大きな課題であることから、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進めることで、財政負担の軽減・平準化を図り、施設等の最適配置の実現を目指す公共施設等マネジメントシステムを構築します。

6 財政構造の改善



重点項目

地方交付税の合併算定替の特例措置期間の終了や社会経済情勢の変化に伴う厳しい財政状況に的確に対応し、持続可能な財政運営を目指すための方向性を明らかにするため、引き続き財政見通しの作成や財政指標の適正な管理に努めます。

また、国からの今後の地方公会計の整備促進に係る要請を受け、統一的な基準に基づく財務書類等を整備し、中長期的な財政運営に活用することで、財政の健全化を推進していきます。

基本目標3 職員の意識改革と人材育成

1 職員の意識改革



重点項目

地方自治体の自主性・自立性がこれまで以上に求められる地方分権時代において、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを効果的に提供していくため、職員一人ひとりが市民サービスの提供者として、また、地域づくりの担い手としての自覚を持ち、柔軟な発想で地域の実情に合った主体的な行政を推進できるよう、職員の意識改革を進めます。

また、行政改革の実施に当たっては、常に職務に対して問題意識を持ち、改善や合理化に積極的に取り組み、市民の期待と要望に応えていこうとする職場環境・風土を醸成していきます。

2 人材の育成・活用

組織は人で構成されるため、職員の能力開発は組織力に直結するものです。

人材育成基本方針に基づく計画的な研修実施や職場におけるOJTの活用などにより、職員一人ひとりの資質向上を図り、地域の様々な課題に対して自主的に取り組み、解決していくことができる意欲ある人材の育成に努め、市民満足度の向上を図ります。

3 人事給与制度改革

職員給与について、国県や他の自治体との均衡を考慮しながら、適正な水準の維持に努めるとともに、職員の士気の高揚と組織の活性化に資するため、人事考課制度の拡充をはじめ、能力・実績を一層重視した人事管理制度の構築を進めます。

また、福利厚生事業についても、市民の理解が得られるよう、常に点検し、見直しを行っていきます。

基本目標4 便利で快適なサービスの実現

1 電子市役所の推進

個人情報の保護や情報セキュリティの確保に留意しつつ、ICTの活用による市民への情報提供の充実や各種申請・届出などの行政手続きができる環境の整備を進め、市民の利便性及びサービスの向上を図っていきます。

2 市民サービスの充実

市は、多様化する市民ニーズを的確に把握し、それに応えた利便性の高いサービスを提供する責務があります。

常に市民の視点に立ち、市民にとって真に必要な質の高い行政サービスを提供することで、市民満足度の向上に努めます。

基本目標5：市民との協働による市政の実現

1 情報公開の推進と広報・広聴機能の強化

市民協働によるまちづくりを進めていく上で大切なことは、市民と行政が情報を適切に共有し、共通の課題認識を持つことです。

行政が保有する様々な情報を積極的かつ分かりやすく市民に提供するとともに、多様な形で市民の声の把握に努めることで、行政の公平性や透明性を確保し、市民に信頼される開かれた市政運営を行っていきます。



2 市民との協働による市政の推進



地方分権の進展に伴い、地方自治体は自己責任と自己決定に基づく経営が求められていることから、市政の主役である市民と行政が協働し、本市の特性を生かした魅力的なまちづくりを推進していく必要があります。

協働によるまちづくりを推進するため、市民、地域、NPO・ボランティア、市内の民間事業者や大学等と信頼関係に基づいたパートナーシップを築くとともに、市民活動団体の育成・支援にも努めていきます。

基本目標6：市民との役割分担を明確にし、

効率的で質の高いサービスを実現

1 民間活力等の活用

行政の果たすべき役割や関与の必要性を検証する中で、民間等でも対応可能な事務事業や民間の高度な専門的知識を活用した方が公共サービスの向上が図れる業務については、地域の自助・共助や民間事業者の動向、また、費用対効果も勘案しながら、民間活力の活用に向けた取組みを推進していきます。

2 施設の管理運営等の見直し

公の施設の管理に民間の有するノウハウやサービス提供能力を活用することで、効果的・効率的な施設運営や住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の適切な運用と充実にも努めていきます。

また、基本目標2における「施設管理の適正化」の取組みと連動して施設の管理運営のあり方を検証するなど、より効果的な運用に向けて取り組んでいきます。





5 改革の進め方

（１）推進期間

本プランの推進期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

（２）推進体制

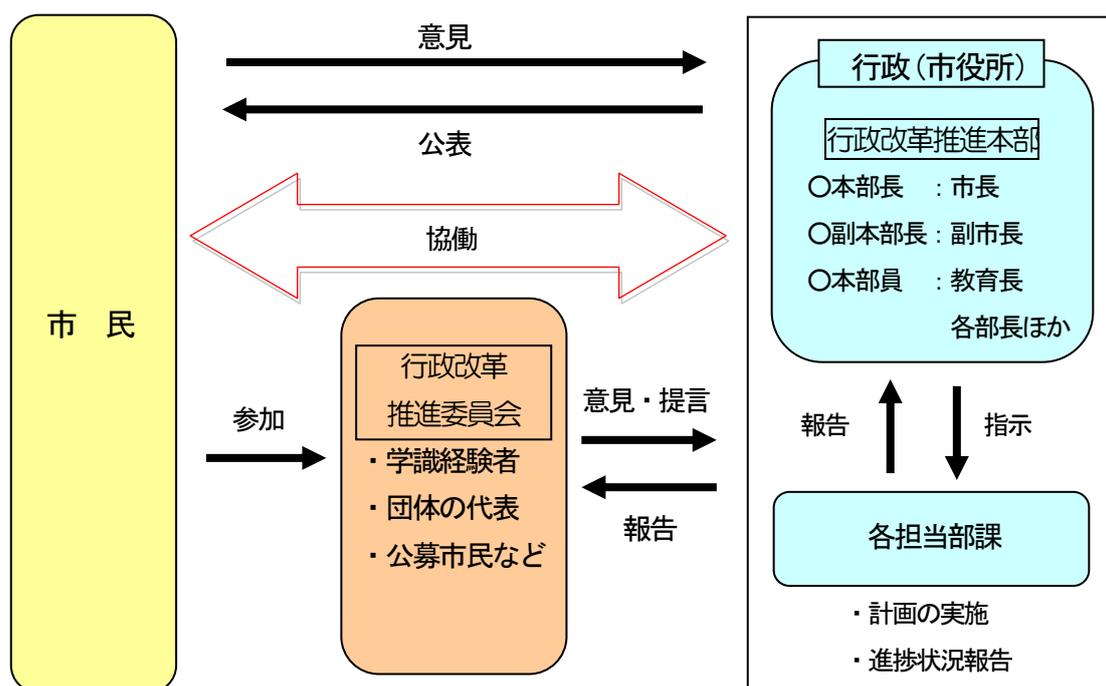
市長を本部長とする「稲沢市行政改革推進本部」を設置して、全庁的な体制で改革に取り組むとともに、毎年度の取組状況を進行管理していきます。

また、市民の視点に立った多様な意見を取り入れるため、公募市民や学識経験者等で構成する「稲沢市行政改革推進委員会」を設置して、進捗状況や成果を報告するとともに、行政改革に対する提言等をいただき、本プランの推進に反映させていきます。

（３）市民とともに改革を進めていくために

本プランの推進に当たっては、市民の理解を得ながら、市民と共に改革を進めていく必要があります。

そのため、毎年度の取組状況を広報紙やホームページなどを通じて市民に分かりやすく説明していきます。

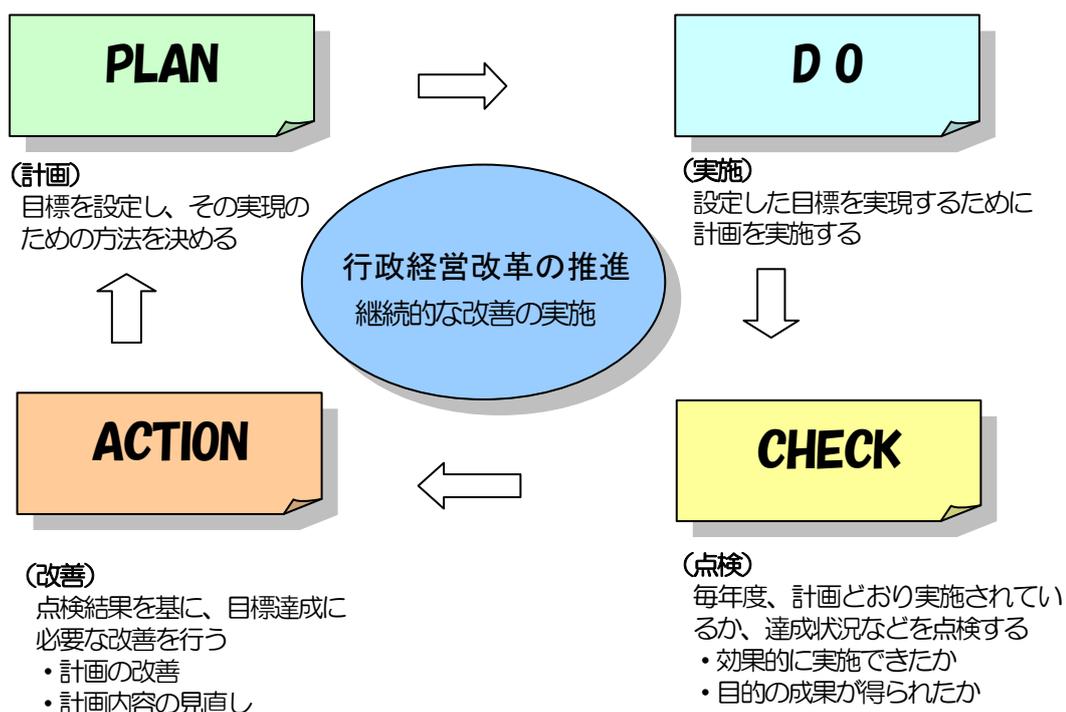


（４）推進方法

本プランの推進に当たっては、取組項目を具体化する行動計画を策定し、計画的に実施してまいります。

また、実施過程において、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検）→ Action（改善）のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づく点検・見直しを繰り返しながら、進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、実施事項の追加や取組年度の変更などの改善策を立案し、随時計画へ反映させることで、着実な推進を図ってまいります。

■マネジメントサイクル





6 行動計画

行動計画では、本プランに位置付けられた6つの基本目標とそれに基づく20の取組項目について、推進期間内に本市が取り組むべき具体的な事項を定めるものとします。

■行動計画一覧

基本目標1 成果、コストを重視した組織・制度への転換

取組項目		実施事項	担当課	掲載ページ
1	組織の改革	1 組織機構の改革	企画政策課	28
		2 支所機能の検討	企画政策課 祖父江支所 平和支所	29
		3 グループ制の活用	企画政策課 各課	29
		4 プロジェクトチームの活用	企画政策課 都市計画課 各課	30
2	定員管理の適正化	5 職員定数の適正管理	人事課	30
3	事務事業の見直し	6 行政評価システムの活用	企画政策課 各課	31
		7 教育委員会の第三者評価の推進	庶務課	31
		8 給食基本計画の策定	こども課 庶務課	32・33
		9 郵便料の経費節減	総務課	33
4	予算編成の改革	10 予算編成手法の改革	財政課	34
		11 予算の複数年度管理の実施	財政課	34
5	入札制度の改革	12 契約方法の見直し	契約検査課	35

基本目標2 持続可能な財政運営の確立

取組項目		実施事項	担当課	掲載ページ
1	収入確保の徹底	13 未収金対策の充実・促進	収納課 水道業務課	36・37
		14 公金徴収一元化に伴う専門部署の設置	収納課	38
		15 雇用創出、企業誘致の促進	企業立地推進課 商工観光課	38

2	補助金等の整理合理化	16 補助金等の見直し	財政課 関係課	39
3	受益者負担の適正化	17 公共施設等使用料の見直し	財政課 関係課	39
		18 廃棄物処理の受益者負担の見直し	資源対策課 環境施設課	40
4	施設、資産等の有効活用	19 公有財産の有効活用	財政課	41
		20 借地の解消	財政課 建築課 市民病院管理課 各課	41
		21 新たな財源の確保	秘書広報課 企画政策課 地域振興課 財政課 収納課 生涯学習課 スポーツ課 各課	42~45
		22 公用車の効率利用	財政課	45
		23 維持管理コストの見直し	財政課 庶務課 各課	46
5	施設管理の適正化	24 公共施設の再編・適正化	企画政策課 祖父江支所 平和支所 財政課 危機管理課 福祉課 高齢介護課 こども課 保健センター 建築課 庶務課 生涯学習課 スポーツ課 各課	47~53
		25 公共施設等マネジメントの構築	企画政策課 環境施設課 用地管理課 土木課 建築課 関係課	54~58
6	財政構造の改善	26 財政指標の適正管理	財政課	58
		27 財務諸表の作成	財政課	59

基本目標3 職員の意識改革と人材育成

取組項目		実施事項	担当課	掲載ページ
1	職員の意識改革	28 接客向上運動の推進	人事課	60
		29 職員提案制度の充実	企画政策課	60
2	人材の育成・活用	30 人材育成基本方針の策定・推進	人事課	61
		31 他団体との人事交流	人事課	62
		32 任期付任用職員の活用	人事課	62
3	人事給与制度改革	33 人事考課制度の拡充	人事課	63
		34 職員給与の適正化	人事課	63
		35 福利厚生適正化	人事課	64

基本目標4 便利で快適なサービスの実現

取組項目		実施事項	担当課	掲載ページ
1	電子市役所の推進	36 電子申請サービスの推進	情報推進課各課	65
		37 専門職員の育成、情報化研修の実施	情報推進課	66
		38 緊急情報配信サービスの活用	情報推進課	66
2	市民サービスの充実	39 納付機会の拡大	収納課	67
		40 各種証明書のコンビニ交付の導入	市民課	67
		41 放課後児童クラブの充実	こども課	68
		42 地域子育て支援拠点事業の推進	こども課	68
		43 消費生活相談体制の強化	商工観光課	69
		44 民間プール施設の一般開放	スポーツ課	69

基本目標5 市民との協働による市政の実現

取組項目		実施事項	担当課	掲載ページ
1	情報公開の推進と広報・広聴機能の強化	45 ホームページの充実	秘書広報課	70
		46 各種審議会等の情報公開の推進	企画政策課各課	71

1	情報公開の推進と広報・広聴機能の強化	47 パブリックコメント制度の活用	企画政策課 各課	71
		48 「市民め〜る」等の活用	秘書広報課	72
		49 市政懇談会の開催	秘書広報課	72
		50 市役所出前講座の推進	秘書広報課	73
		51 市民意識調査の実施	秘書広報課	73
2	市民との協働による市政の推進	52 まちづくり推進協議会の充実と推進	地域振興課	74
		53 各種審議会等への市民公募委員の登用促進	企画政策課 各課	75
		54 市政への女性参画の促進	企画政策課 生涯学習課 各課	76
		55 ワークショップの推進	都市計画課 各課	77
		56 NPO・ボランティア、市民活動団体の育成・支援、指導者育成	地域振興課	77
		57 自主防災組織の育成	危機管理課	78
		58 各種業務におけるNPO・ボランティアとの協働	高齢介護課 環境保全課 都市計画課 図書館 市民病院管理課 各課	78~80
		59 消防団活動の活性化	消防本部総務課	81
		60 アダプト制度の推進	用地管理課	82
		61 大学との連携	企画政策課 各課	82
		62 大規模災害時における応援・支援協定の締結	危機管理課	83
		63 区長職務及び報償費の見直し	地域振興課	83

基本目標6 市民との役割分担を明確にし、効率的で質の高いサービスを実現

取組項目		実施事項	担当課	掲載ページ
1	民間活力等の活用	64 外部委託の検討・推進	市民課 水道工務課 庶務課 各課	84・85
		65 地域団体の活用推進	都市計画課	85
2	施設の管理運営等の見直し	66 指定管理者制度の充実	企画政策課 施設所管課	86

■ 行動計画の見方

基本目標1 成果、コストを重視した組織・制度への転換

取組項目1 組織の改革

基本目標に基づく取組項目を記載しています。

市が取り組むべき改革の基本目標を記載しています。

計画を実施する担当課を記載しています。

番号	1	担当課	〇〇〇〇課			
実施事項	〇〇〇〇〇〇					本プランで推進していく実施事項を記載しています。
5年間の目標設定	〇〇〇の△△△△を目指し、□□□□□を推進していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容(実施計画)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	〇〇の見直し	◇◇◇◇	*****			
	目標値 (□□□□)	○△◇	○△◇	○△◇		
	目標値(額)					
	備考					

〇〇の見直し → 目標達成のための手段を記載しています。

***** → 年度ごとの具体的な取組内容を記載しています。
 ・検討 →
 ・実施 →

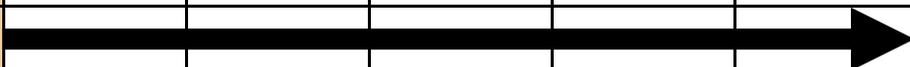
計画期間(H27-31)内の取組目標を記載しています。

年度ごとの成果目標を記載しています。



基本目標1 成果、コストを重視した組織・制度への転換

取組項目1 組織の改革

番号	1	担当課	企画政策課			
実施事項	組織機構の改革					
5年間の目標設定	本市を取り巻く社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに迅速に対応できる「簡素で効率的な組織」の構築を目指し、組織・機構の最適化を推進していく。					
実施スケジュール						
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
行動計画	適正な組織・機構の見直し	 ・検討 ・方針決定	実施	適宜実施		
	目標値 (部課数)	—	—	—	—	—
	事務分掌の見直し	 事務事業の見直しや制度改正、 県からの権限移譲への対応等	事務事業の見直しや制度改正、 県からの権限移譲への対応等	事務事業の見直しや制度改正、 県からの権限移譲への対応等	事務事業の見直しや制度改正、 県からの権限移譲への対応等	事務事業の見直しや制度改正、 県からの権限移譲への対応等
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	2	担当課	企画政策課、祖父江支所、平和支所			
実施事項	支所機能の検討					
5年間の目標設定	所掌事務の整理を行うとともに、市域全体のバランスも踏まえつつ、地域ニーズと行政サービスの提供のあり方の観点から組織と機能の見直しを検討していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	移転に伴う支所事務の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・事務整理 ・例規改正 	移転			
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	3	担当課	企画政策課			
実施事項	グループ制の活用					
5年間の目標設定	最小の経費で最大の効果を挙げることを目標に、多様な行政ニーズに機動的かつ柔軟に対応できるグループ制のメリットを生かした組織運営を行う。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	「グループ制のしおり」の更新と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・更新 ・庁内啓発 				
	目標値(啓発回数)	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

番号	4	担当課	企画政策課、都市計画課、各課			
実施事項	プロジェクトチームの活用					
5年間の目標設定	市全体に係る計画や事業等の検討に当たっては、部課等の枠を超えた組織横断的プロジェクトチームを活用し、より広い視野に立って課題の解決に当たっていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	プロジェクトチームの設置・活用	設置・活用				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	まちづくり事業に係るプロジェクトチームの設置・活用	設置・活用 (稲島東地区 まちづくり)			設置・活用 (小池正明寺 地区まちづくり)	
	目標値(額)	—	—	—	—	—

 **取組項目 2 定員管理の適正化**

番号	5	担当課	人事課			
実施事項	職員定数の適正管理					
5年間の目標設定	社会情勢や行政ニーズの変化に対応しつつ、安定した行政サービスが提供できる簡素で効率的な行財政運営を目指し、職員数と職員配置の適正化に努めていく。 また、現行の定員適正化計画の計画期間が平成29年度をもって終了するため、平成30年度を始期とする新たな計画を策定する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	定員適正化計画の策定	策定準備		策定	推進	
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	適正な職員数の確保	実施				
	目標値 (職員数)	963人 (市民病院を除く。)	961人 (市民病院を除く。)	953人 (市民病院を除く。)	945人 (市民病院を除く。)	—

取組項目3 事務事業の見直し

番号	6	担当課	企画政策課、各課			
実施事項	行政評価システムの活用(事務事業評価)					
5年間の目標設定	市が実施する事務事業について、ロジックモデルを用いて妥当性、有効性、効率性の観点に基づき行政内部と外部の双方から評価し、その結果を事務事業の改善や資源の有効配分につなげる。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	事務事業評価の推進					→
		実施				
	目標値(額)	-	-	-	-	-
	外部評価の実施					→
実施						
目標値(額)	-	-	-	-	-	

番号	6	担当課	企画政策課、各課			
実施事項	行政評価システムの活用(施策評価)					
5年間の目標設定	施策を構成する事務事業の優先度や方向性を明らかにし、事務事業の改善や資源の有効配分に活用していく。また、第6次総合計画の策定を進める中で、評価システムとの連携、評価結果の反映、活用方法等について検討していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	施策評価の推進					→
		実施 (2年に1度)		実施 (2年に1度)		実施 (2年に1度)
	目標値(額)	-	-	-	-	-
	総合計画の進行管理における連携や活用等				→	→
方法検討				実施		
目標値(額)	-	-	-	-	-	

番号	7	担当課	庶務課			
実施事項	教育委員会の第三者評価の推進					
5年間の目標設定	効率的な教育行政の推進及び市民への説明責任を果たすため、外部評価委員会による教育委員会の主な施策の点検及び評価を実施し、その結果を公表する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	外部評価の実施	実施				
	目標値 (実施回数)	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回

番号	8	担当課	こども課			
実施事項	給食基本計画の策定					
5年間の目標設定	将来の給食施設のあり方について協議し、衛生管理基準に合わせた給食基本計画を立案する。また、園児に安心・安全な給食の提供と生きた教材として食育推進を図るため、計画を活用していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	給食施設の再編			平和地区3園分を祖父江町学校給食センターへ移管		
	目標値(額)			-	-	-
	調理体制の見直し	・人員配置の見直し ・調理業務の委託検討		調理業務を随時委託化		
	目標値(額)	-	-	-	-	-
	給食基本計画の策定	検討(教育委員会と協議)			策定	推進
目標値(額)	-	-	-	-		

番号	8	担当課	庶務課			
実施事項	給食基本計画の策定					
5年間の目標設定	将来の給食施設のあり方について協議し、衛生管理基準に合わせた給食基本計画を立案する。また、児童生徒に安心・安全な給食の提供と生きた教材として食育推進を図るため、計画を活用していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	給食施設の再編 (老朽化した施設、児童生徒増で対応が必要な施設の把握と建替計画案の作成)		・検討 ・方針決定	計画案の策定・ 検証		策定
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	調理体制の見直し	祖父江町学校 給食センターの 調理等業務の 委託化			委託化施設の 追加検討	委託先の選定
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	給食基本計画の策定	検討 (こども課と協議)			策定	推進
目標値(額)	—	—	—	—	—	

番号	9	担当課	総務課			
実施事項	郵便料の経費削減					
5年間の目標設定	カスタマバーコード印字による区内特別郵便を活用することにより、郵便料金の削減を実施していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	カスタマバーコード印字による区内特別郵便の活用	・検討 ・方針決定	実施			
	目標値 (活用比率)	—	60%	65%	70%	80%
備考	【目標値】区内特別郵便合計通数に占めるカスタマバーコード付き郵便物の割合					

 取組項目 4 予算編成の改革

番号	10	担当課	財政課				
実施事項	予算編成手法の改革						
5年間の目標設定	普通交付税の合併算定替終了を見据え、事業のスクラップ・アンド・ビルドを促し、より優先度の高い事業に重点的に財源配分するため、枠配分項目の見直し、関係事業部門への予算編成権限の委譲、インセンティブ予算制度の導入などについて検討する。						
行動計画	実施スケジュール						
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	インセンティブ予算制度の導入	・検討 ・方針決定					
		目標値(額)	—	—	—	—	—
	枠配分項目の見直し	随時実施					
		目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	11	担当課	財政課				
実施事項	予算の複数年度管理の実施						
5年間の目標設定	将来を見据えた計画的な財政運営の仕組みを構築し、健全財政の維持を図る。						
行動計画	実施スケジュール						
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	財政計画の進行管理	随時見直し					
		目標値(額)	—	—	—	—	—

 取組項目 5 入札制度の改革

番号	12	担当課	契約検査課			
実施事項	契約方法の見直し					
5年間の目標設定	入札契約制度の適正化を図るため、一般競争入札等の拡大に向けて取り組んでいく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	物品等の一般競争入札及びオープンカウンタの拡大	実施				
目標値(額)	—	—	—	—	—	

基本目標2 持続可能な財政運営の確立

取組項目1 収入確保の徹底

番号	13	担当課	収納課			
実施事項	未収金対策の充実・促進(前納報奨金制度の廃止)					
5年間の目標設定	口座振替制度の普及やコンビニ納付の導入により納税に対する利便性が向上し、納税意識の高揚など所期の目的が達成されたため、制度の廃止を行う。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	前納報奨金制度の廃止	交付率等の引下げに向けた周知	交付率 1/1000 上限額 1万円 (平成28年4月)	廃止に向けた周知	廃止 (平成30年4月)	
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	13	担当課	収納課			
実施事項	未収金対策の充実・促進(差押不動産の公売)					
5年間の目標設定	市税等滞納額の圧縮を図るため、税未納者の不動産の差押による公売を実施していく。なお、平成28年度以降は、公金徴収一元化に伴い設置される債権回収対策室(仮称)において取組を強化させていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	差押不動産の公売	実施				
	目標値(公売件数)	10件	10件	10件	10件	10件
債権回収対策室(仮称)への事務移管	検討・調整	移管				
目標値(額)	—	—	—	—	—	

番号	13	担当課	収納課			
実施事項	未収金対策の充実・促進(インターネット公売)					
5年間の目標設定	滞納者から差し押さえた財産を、インターネットを利用して公売し、市税等債権を確保するとともに、納税の公平性を図る。なお、平成28年度以降は、公金徴収一元化に伴い設置される債権回収対策室(仮称)において取組を強化させていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	インターネット公売	実施				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	債権回収対策室(仮称)への事務移管	検討・調整	移管			
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	13	担当課	水道業務課			
実施事項	未収金対策の充実・促進(水道料金の未収金確保)					
5年間の目標設定	民間の専門分野のノウハウと行政のノウハウを効率的に融合させることにより、水道料金の収入確保の徹底を図り、収納率の向上を目指す。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	未収金確保の徹底	実施				
	目標値(収納率)	99.961%	99.962%	99.963%	99.964%	99.965%

番号	14	担当課	収納課			
実施事項	公金徴収一元化に伴う専門部署の設置					
5年間の目標設定	未収金の徴収が困難な市の債権について回収強化を図るための体制整備として、債権回収対策室(仮称)を設置する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	債権回収対策室(仮称)の設置	検討・調整	設置			
	目標値(額)	-	-	-	-	-

番号	15	担当課	企業立地推進課、商工観光課			
実施事項	雇用創出、企業誘致の促進					
5年間の目標設定	地元の理解と企業ニーズを踏まえながら、平和工業団地2期事業(約9ha)に取り組むとともに、雇用促進、企業誘致奨励策を活用し、市内への雇用促進、企業誘致を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	平和工業団地2期事業(約9ha)の実施	・開発協議及び調整 ・地元説明 ・地権者交渉等	地権者との契約	造成工事	・造成工事 ・進出企業との契約	進出企業による工場等建設
	目標値(額)	-	-	-	-	-
	企業訪問	実施				
	目標値(訪問件数)	20社	20社	20社	20社	20社
	雇用促進、企業誘致奨励措置	実施				
目標値(額)	-	-	-	-	-	

取組項目 2 補助金等の整理合理化

番号	16	担当課	財政課、関係課			
実施事項	補助金等の見直し					
5年間の目標設定	補助金交付基準に基づき、継続的に見直しを行う。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	各補助金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 内部委員会の設置 運営費補助金の事業費補助金化対応 	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員会の設置 運営費補助金の事業費補助金化の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 内部委員会の設置 個別補助金の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 内部委員会の設置 個別補助金の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 内部委員会の設置 個別補助金の検証
	目標値(額)	—	—	—	—	—

取組項目 3 受益者負担の適正化

番号	17	担当課	財政課、関係課			
実施事項	公共施設等使用料の見直し					
5年間の目標設定	受益者負担の原則に基づき、継続的に適正化を行う。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	施設使用料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設使用料の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員会の設置 公共施設等使用料の改正状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 内部委員会の設置 公共施設等使用料の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 内部委員会の設置 公共施設等使用料の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 内部委員会の設置 公共施設等使用料の検討
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	18	担当課	資源対策課			
実施事項	廃棄物処理の受益者負担の見直し(特定家庭用機器の収集・運搬)					
5年間の目標設定	不法投棄を防止し、市民の利便性の向上を図るため、特定家庭用機器の収集・運搬を実施する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	特定家庭用機器の収集・運搬	実施				
	目標値 (収集・運搬件数)	年25件	年25件	年25件	年25件	年25件

番号	18	担当課	環境施設課			
実施事項	廃棄物処理の受益者負担の見直し(焼却施設搬入手数料の見直し)					
5年間の目標設定	焼却施設搬入手数料の見直しについて、近隣市等の状況を把握しつつ、必要に応じて調査・検討を行っていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	焼却施設搬入手数料の見直し	検討				
	目標値(額)	—	—	—	—	—

取組項目 4 施設、資産等の有効活用

番号	19	担当課	財政課			
実施事項	公有財産の有効活用					
5年間の目標設定	公共施設の再編に合わせて、重複する施設の有効活用を検討する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	遊休資産の売却・貸付	随時実施				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	行政財産の貸付 (自動販売機の設置)	・実施 ・随時拡充				
目標値 (行政財産貸付収入)	7,652千円	7,652千円	7,652千円	7,652千円	7,652千円	

番号	20	担当課	財政課、建築課、市民病院管理課、各課			
実施事項	借地の解消					
5年間の目標設定	借地料の支払いが市財政の負担になっていることから、購入、返還又は交換により借地の解消に努めていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容(実施計画)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	借地の解消	・随時実施 ・旧市民病院駐 車場の一部 借地解消	旧市民病院敷 地等の借地解 消	祖父江町住宅 森上団地の借 地解消	平和支所の借 地解消	
	目標値 (借地料の解消額)	2,500千円	37,050千円	700千円	85千円	

番号	21	担当課	企画政策課			
実施事項	新たな財源の確保					
5年間の目標設定	市の印刷物やホームページ、公共施設などの資産に民間企業等の広告を掲載し、自主財源の確保と経費の節減を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	広告審査委員会による 広告審査	実施				
	目標値(額)	-	-	-	-	-
	有料広告掲載要綱及び 有料広告掲載基準の 見直し	検討				
	目標値(額)	-	-	-	-	-
	新たな広告媒体の検討	検討				
目標値(額)	-	-	-	-	-	

番号	21	担当課	秘書広報課			
実施事項	新たな財源の確保(「広報いなざわ」への広告掲載)					
5年間の目標設定	「広報いなざわ」の最終面に広告を掲載することで、広告収入による自主財源の確保を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	「広報いなざわ」への広告 掲載	実施				
	目標値 (広告収入)	1,800千円	1,800千円	1,800千円	1,800千円	1,800千円

番号	21	担当課	秘書広報課			
実施事項	新たな財源の確保(市ホームページへの広告掲載)					
5年間の目標設定	市ホームページにバナー広告を掲載することで、広告収入による自主財源の確保を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	市ホームページへのバナー広告の掲載	実施				
	目標値 (広告収入)	1,200千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円

番号	21	担当課	地域振興課			
実施事項	新たな財源の確保(コミュニティバス運行事業における広告掲載)					
5年間の目標設定	時刻表、バス停留所及びタクシー乗り場標識をはじめ、コミュニティバス運行事業に関する啓発物品、資機材等を広告媒体として活用するとともに、新たな広告媒体の活用を図り、自主財源の確保に努める。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	コミュニティバス運行事業に関する物品・資機材等への広告掲載	バス停留所標識等への広告掲載	時刻表、バス停留所標識等への広告掲載	バス停留所標識等への広告掲載	バス停留所標識等への広告掲載	時刻表、バス停留所標識等への広告掲載
	目標値 (広告主数)	5社(標識)	10社(時刻表、標識)	5社(標識)	5社(標識)	10社(時刻表、標識)
行動計画	新たな広告媒体の活用	運行車両等の活用を検討	運行車両等への広告掲載			
	目標値 (広告主数)	—	2社	2社	2社	2社

番号	21	担当課	財政課			
実施事項	新たな財源の確保（庁舎施設等への広告掲載）					
5年間の目標設定	庁舎施設等への広告募集に努め、自主財源の確保を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	庁舎施設内への広告掲示	随時検討・実施				→
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	公用車等への広告掲載	→	→	→	→	→
		・検討 ・方針決定		実施		
	目標値(額)	—	—	—	—	—
広告掲出パネルの設置	実施				→	
目標値 (広告収入)	1,272千円	1,272千円	1,272千円	1,272千円	1,272千円	

番号	21	担当課	収納課			
実施事項	新たな財源の確保（納税カレンダーへの広告掲載）					
5年間の目標設定	納税カレンダーに掲載する企業広告を募集し、自主財源の確保を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	納税カレンダーへの広告掲載	実施				→
	目標値 (広告収入)	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

番号	21	担当課	企画政策課、生涯学習課、スポーツ課			
実施事項	新たな財源の確保(ネーミングライツの導入)					
5年間の目標設定	市が設置する公共施設等の資産の名称に、民間企業等の企業名、商品名等を冠した愛称(ネーミングライツ)を付与し、自主財源の確保を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	ネーミングライツの導入による歳入の確保	実施		総合体育館更新 (平成30年1月) ネーミングライツ・ パートナーの選 定、契約締結	市民会館更新 (平成30年4月) ネーミングライツ・ パートナーの選 定、契約締結	→
	目標値 (ネーミングライツ料収入)	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円
	新たなネーミングライツ 導入施設の検討	検討				→
目標値(額)	-	-	-	-	-	

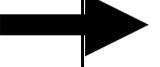
番号	22	担当課	財政課			
実施事項	公用車の効率利用					
5年間の目標設定	公用車の集中管理を進めることで、効率的な利用を図り、公用車台数の削減に努める。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	公用車の効率的な運用 (公用車台数の削減)	随時検討・実施				→
	目標値(額)	-	-	-	-	-

番号	23	担当課	財政課、庶務課、各課		
実施事項	維持管理コストの見直し				
5年間の目標設定	太陽光発電システムなどの新エネルギーの導入や省エネタイプの施設照明設備への変更を行い、公共施設の維持管理経費の削減を図る。				
実施スケジュール					
取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
PPS(特定規模電気事業者)の導入	→				
	随時導入				
目標値(額)	-	-	-	-	-
市役所庁舎内における太陽光発電システムの導入	→				
	基本設計	設置工事			
目標値(額)	-	-	-	-	-
市役所庁舎内におけるLED照明設備の導入	→				
		LED照明器具への取り替え	導入		
目標値(額)	-	-	-	-	-
小中学校屋内運動場におけるLED照明設備の導入	→				
	LED照明器具への取り替え	導入			
目標値(導入学校数)	8小中学校				
その他施設におけるLED照明設備の導入	→				
	随時導入				
目標値(額)	-	-	-	-	-

行動計画

 取組項目 5 施設管理の適正化

番号	24	担当課	企画政策課、各課			
実施事項	公共施設の再編・適正化					
5年間の目標設定	<p>少子高齢化や人口減少等に起因する新たな行政課題の顕在化、また、将来の厳しい財政状況を見据え、平成25年6月に策定した「公共施設再編に関する考え方」に基づき、個々の施設毎に今後の具体的な取組みを示した行動計画を順次策定し、施設の再編及び適正化を推進していく。</p> <p>また、この取組みを市民と共有していくための一環として、施設毎の維持管理経費や利用者数等を毎年度公表していく。</p>					
実施スケジュール						
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
行動計画	公共施設の再編・適正化の推進	実施				➔
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	施設毎の維持管理経費等を公表	公表				➔
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	24	担当課	祖父江支所、平和支所			
実施事項	公共施設の再編・適正化(支所の移転)					
5年間の目標設定	耐震性がなく、バリアフリー化が不十分で、施設の老朽化も著しくなっている祖父江・平和支所を同一地域内にある別の既存施設へ移転することで、施設の更新費用の抑制を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	祖父江支所の移転	 ・検討協議	 ・移転準備 ・市民への周知 保健センター 祖父江支所内へ 移転			
	目標値 (管理経費の削減額)	—	△16,000千円			
	平和支所の移転	 ・検討協議	 ・移転準備 ・市民への周知 旧保健センター 平和支所内へ 移転			
	目標値 (管理経費の削減額)	—	△10,000千円			

番号	24	担当課	財政課、危機管理課、福祉課、こども課、関係課			
実施事項	公共施設の再編・適正化(市庁舎の増築による本庁機能の充実強化)					
5年間の目標設定	市庁舎を増築し、福祉及び防災の拠点整備と市内各所に分散されている本庁機能の集約を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	市庁舎の増築 (「福祉の拠点」及び 「防災の拠点」の整備)	基本構想の 策定	基本設計	実施設計	増築工事 (~平成31年度)	
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	本庁機能の集約	検討 				
	—	—	—	—	—	

番号	24	担当課	福祉課、建築課			
実施事項	公共施設の再編・適正化(市営住宅の廃止)					
5年間の目標設定	建築後50年以上が経過し、安全上の確保が困難であることから、入居者に転居をお願いし、施設を廃止する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	祖父江引揚住宅の廃止	 入居者への 説明	廃止			
	目標値(額)	—				
	祖父江町住宅森上団地の 廃止	 入居者への 説明	廃止			
目標値 (借地の解消)	—	—	700千円 			

番号	24	担当課	高齢介護課			
実施事項	公共施設の再編・適正化（老人福祉センターの入浴サービスの停止）					
5年間の目標設定	設備の老朽化に加え、入浴中の事故が相次いでおり、安全性の確保が困難であることから、老人福祉センターの入浴サービスを停止する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	入浴サービスの停止	・利用者への周知 ・随時停止				
		目標値(額)	—	—	—	—

番号	24	担当課	こども課			
実施事項	公共施設の再編・適正化（公立保育園の再編）					
5年間の目標設定	少子化や核家族化、共働き家庭の増加など、子育て環境が大きく変化する中で、地域における保育ニーズを的確に捉えるとともに、乳幼児数の推計や保育園の運営形態の比較などにより公立保育園のあり方を検証し、再編に向けて検討していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	保育園の再編	検討				
		・新子生和保育園の新築 ・新子生和保育園の開園 ・長野保育園の閉園				
目標値 (保育園数)	19園	18園	—	—	—	

番号	24	担当課	保健センター			
実施事項	公共施設の再編・適正化(保健センターの再編)					
5年間の目標設定	合併団体を除けば県内のいずれの市も保健センターは1か所であること、1か所にまとめるには本所では事務スペースが足りないことから、保健センター平和支所を保健センター祖父江支所に統合して2か所の保健センターとし、運営の効率化を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	保健センター平和支所の保健センター祖父江支所への統合	統合				
	目標値 (管理経費の削減額)	7,000千円	→			

番号	24	担当課	庶務課			
実施事項	公共施設の再編・適正化(学校及び通学区域の再編)					
5年間の目標設定	平成26年5月に策定した「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」に基づき、市全体の均衡と将来展望を見据えた教育を推進するため、学校及び通学区域の再編に向けて取り組んでいく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	学校の再編	検討				→
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	通学区域の再編	通学区域審議会の設置			→	再編 →
目標値(額)	—	—	—	—	—	

番号	24	担当課	生涯学習課			
実施事項	公共施設の再編・適正化(生涯学習施設の再編)					
5年間の目標設定	施設の老朽化や市民を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、施設の廃止又は機能移転について検討していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	生涯学習施設の再編 (稲沢勤労青少年ホーム、 勤労青少年体育センター、 祖父江町勤労青少年ホーム、 働く婦人の家)	・検討 ・方針決定				
	目標値(額)	—	—	—		

番号	24	担当課	生涯学習課			
実施事項	公共施設の再編・適正化(文化施設の再編)					
5年間の目標設定	施設の老朽化や市民を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、施設の廃止及び機能移転について検討していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	文化施設の再編 (祖父江町郷土資料館)	・検討 ・方針決定				
	目標値(額)	—	—			

番号	24	担当課	生涯学習課			
実施事項	公共施設の再編・適正化(勤労福祉会館の宿泊サービスの廃止)					
5年間の目標設定	市外のビジネス客の利用が大半を占めること及び類似の民間施設が市内に存在することから宿泊サービスを廃止し、施設の管理経費の削減を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	宿泊サービスの廃止	廃止				
	目標値 (管理経費の削減額)	9,775千円	→			

番号	24	担当課	スポーツ課			
実施事項	公共施設の再編・適正化(スポーツ施設の再編)					
5年間の目標設定	施設の老朽化に加え、利用者一人当たりの経費負担が大きいことから、廃止又は一般利用の停止(学校プールとしての活用)について検討する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	スポーツ施設(プール)の再編	検討	→			
	目標値(額)	—	—			

番号	25	担当課	企画政策課			
実施事項	公共施設等マネジメントの構築（公共施設等総合管理計画の策定）					
5年間の目標設定	公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることから、将来の厳しい財政状況や人口減少等を踏まえつつ、施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めていくことで、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適配置を実現するため、公共施設等総合管理計画を策定する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	公共施設等総合管理計画の策定	策定準備	策定	推進		
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	25	担当課	環境施設課			
実施事項	公共施設等マネジメントの構築（廃棄物処理施設の長寿命化）					
5年間の目標設定	平成27年度の実施完了に向けて、引き続き施設基幹整備を進めていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	廃棄物処理施設の長寿命化	施設基幹整備 (3か年継続事業H25～H27)				
	目標値(額)	—				

番号	25	担当課	環境施設課			
実施事項	公共施設等マネジメントの構築（祖父江斎場の更新）					
5年間の目標設定	祖父江斎場は稼動から約40年が経過し、老朽化しているため、更新計画の検討を行っていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	祖父江斎場の更新	検討				
		▶				
目標値（額）	—	—	—	—	—	

番号	25	担当課	環境施設課			
実施事項	公共施設等マネジメントの構築（平和浄化センターの更新等）					
5年間の目標設定	平和浄化センターは稼動から40年以上が経過し、老朽化しているため、更新又は長寿命化、更に下水道への接続を検討していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	平和浄化センターの更新等	検討				
		▶				
目標値（額）	—	—	—	—	—	

番号	25	担当課	用地管理課			
実施事項	公共施設等マネジメントの構築（道路照明灯のLED化）					
5年間の目標設定	交通安全施設の維持管理経費を削減するため、リース方式による道路照明灯のLED化を推進していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	リース方式による道路照明灯のLED化の導入	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究（現状把握、効果確認） 方針決定及び発注方法等の検討 	導入			
	目標値（額）	—	—	—	—	—

番号	25	担当課	用地管理課			
実施事項	公共施設等マネジメントの構築（道路附属物修繕計画の策定等）					
5年間の目標設定	道路附属物の安全性・信頼性を確保するため、補修工法の選定、点検、維持補修時期、優先順位等を定めた修繕計画を策定し、計画的な修繕・補修を行う。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	幹線道路及び緊急輸送道路における修繕計画の策定	策定	計画に基づく修繕・補修の実施		定期的な点検調査（5年毎に実施）	
	目標値（額）	—	—	—	—	—
	幹線道路及び緊急輸送道路以外の道路における修繕計画の策定		点検調査	策定	計画に基づく修繕・補修の実施	
	目標値（額）		—	—	—	—

番号	25	担当課	土木課			
実施事項	公共施設等マネジメントの構築(橋梁長寿命化修繕計画の策定等)					
5年間の目標設定	橋梁の安全性及び信頼性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的かつ効率的な維持管理を行う。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	橋梁長寿命化修繕計画の策定、計画的な修繕及び定期点検の実施(橋長2m以上15m未満)		策定	修繕	修繕及び定期点検	
	目標値(額)		—	—	—	—
	橋梁長寿命化修繕計画に基づく維持管理(橋長15m以上)	修繕	修繕及び計画の見直し	修繕		修繕及び定期点検
目標値(額)	—	—	—	—	—	

番号	25	担当課	建築課			
実施事項	公共施設等マネジメントの構築(公営住宅等長寿命化計画の推進)					
5年間の目標設定	公営住宅等長寿命化計画に基づき、施設の計画的な整備・保全を行うことで、施設の安心・安全の確保に努める。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	公営住宅等長寿命化計画(平成24~33年度)に基づく整備・保全	・西島団地(分電盤) ・矢合団地(浴室及び外壁改修)	・西島団地(分電盤) ・矢合団地(外壁及び屋外設備改修)	・西島団地(屋外設備及び電気改修) ・矢合団地(外壁改修)	・矢合団地(外壁改修、屋根防水)	・矢合団地(外壁改修、屋根防水)
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	25	担当課	建築課			
実施事項	公共施設等マネジメントの構築(耐震化及び維持管理の支援・指導)					
5年間の目標設定	施設所管課に対して、施設の耐震化及び改修に係る事務事業の予算化に向けた支援・指導を行う。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	公共施設の耐震化及び維持管理のための支援・指導	実施				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事の実施	実施				
目標値(額)	—	—	—	—	—	

 取組項目 6 財政構造の改善

番号	26	担当課	財政課			
実施事項	財政指標の適正管理					
5年間の目標設定	限られた財源を重点的・効率的に配分しつつ、歳出規模の増大を抑えるとともに、公債費残高の累増を抑制し、健全財政の維持に向けて財政指標の適正管理に取り組む。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	財政指標の適正管理	目標値に基づいた予算編成の実施				
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	27	担当課	財政課			
実施事項	財務諸表の作成					
5年間の目標設定	統一的な基準に基づく財務書類等を作成することにより、財政健全化を推進する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	「総務省方式改訂モデル」による財務書類4表の作成	実施	→			
	目標値(額)	—	—			
	統一的な基準に基づく財務書類等の作成	→	→	→	→	→
		・作成準備 ・固定資産台帳の整備	・システム開発 ・操作研修	実施		
目標値(額)	—	—	—	—	—	

基本目標3 職員の意識改革と人材育成

取組項目1 職員の意識改革

番号	28	担当課	人事課			
実施事項	接客向上運動の推進					
5年間の目標設定	親切・ていねい・スピードアップ行政の推進のみならず、感謝の心、反省の心、謙虚な心、奉仕の心、素直な心を持った接遇に心掛ける。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	接客向上のための各種研修	実施及び派遣				
	目標値 (受講予定者数)	100人	100人	100人	100人	100人
備考	【具体的な研修内容】 ①新規採用職員研修における「接遇」及びクレーム対応研修の実施 ②クレーム対応研修、接遇研修指導者養成研修又は接遇研修への派遣					

番号	29	担当課	企画政策課			
実施事項	職員提案制度の充実					
5年間の目標設定	より一層の行政の合理化と市民サービスの向上につながる提案の提出を促すため、更なる制度の改善に努めながら、引き続き職員提案制度を推進していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	職員提案制度の充実・推進	実施				
	目標値 (提案受理件数)	30件	40件	40件	40件	40件
	提案制度に対するインセンティブの検討	調査研究・検討				
目標値(額)	-					

 取組項目2 人材の育成・活用

番号	30	担当課	人事課			
実施事項	人材育成基本方針の策定・推進					
5年間の目標設定	稲沢市の目指すべき将来像の実現に向けて、人材育成基本方針に基づく各種研修を実施し、職員の能力向上に努めていく。 また、現行の基本方針の期間が平成29年度をもって終了するため、平成30年度を始期とする新たな基本方針を策定（見直し）する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	新たな基本方針の策定	策定（見直し）準備		策定（見直し）	推進	
	目標値（額）	—	—	—	—	—
	基本方針に基づく研修の実施	実施				
	目標値（受講予定者数）	1,850人	1,850人	1,850人	1,850人	1,850人

番号	31	担当課	人事課			
実施事項	他団体との人事交流					
5年間の目標設定	職員の資質向上、専門的技術の向上、職場の活性化、行政情報の収集及び政策形成能力の向上を図るため、愛知県をはじめとする他団体との人事交流を推進する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	愛知県農業共済事務組合及び愛知県後期高齢者医療広域連合への派遣	要請に基づき派遣				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	愛知県又は愛知県教育委員会からの派遣受入れ	必要に応じて要望				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	愛知県への実務研修生の派遣	必要に応じて派遣				
目標値(額)	—	—	—	—	—	

番号	32	担当課	人事課			
実施事項	任期付任用職員の活用					
5年間の目標設定	効率的で質の高い行財政運営を展開していく上で必要な人材を確保するため、専門的知識や経験を有する者等を任期付任用職員として採用し、活用していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	任期付任用職員の採用	採用方針の検討	採用			
	目標値(額)	—	—	—	—	—

取組項目3 人事給与制度の改革

番号	33	担当課	人事課			
実施事項	人事考課制度の拡充					
5年間の目標設定	目標管理の手法を用いて、主体的に課題に取り組む人材の育成と職員の意識改革を促すため、引き続き人事考課制度を推進していく。 また、全職員を対象に拡大実施すべく、制度の改良に努め、その結果の活用を図っていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	人事考課制度及びその結果の適正な活用	主任職以下及び技能労務職に対する試行	全職員を対象に実施	適宜見直し		
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	34	担当課	人事課			
実施事項	職員給与の適正化					
5年間の目標設定	人事院勧告を尊重し、給与の適正化を図るとともに、国県や他自治体の状況を踏まえつつ、各種手当の見直しにも努めていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	給与の適正化	実施				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	各種手当の見直し	検討				
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	35	担当課	人事課			
実施事項	福利厚生 of 適正化					
5年間の目標設定	県内各市における福利厚生事業の実態を把握した上で、稲沢市職員互助会事業と事業主事業とを整理することにより、公費負担の適正化を図っていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	公費負担(助成金率)の適正化	 ・実態調査の実施 ・見直し検討	実施			
	目標値(額)	—	—	—	—	—

基本目標4 便利で快適なサービスの実現

取組項目1 電子市役所の推進

番号	36	担当課	情報推進課、各課			
実施事項	電子申請サービスの推進					
5年間の目標設定	電子市役所を推進するため、市民がいつでも簡単にインターネットを通じて、市への申請・届出等を行うことができる「電子申請サービス」を提供していく。					
実施スケジュール						
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
行動計画	市ホームページからの申請書等ダウンロードサービスの提供	実施				➔
	目標値 (利用可能手続数)	56手続	56手続	60手続	60手続	60手続
	あいち電子申請・届出システム(市手続き)の推進	実施				➔
	目標値 (電子申請・届出件数)	30件	30件	50件	50件	50件

番号	37	担当課	情報推進課			
実施事項	専門職員の育成、情報化研修の実施					
5年間の目標設定	情報化を進める上で、中心的な役割を担う職員の育成を目指し、専門研修へ職員を派遣していく。また、住民に信頼される電子市役所の実現に必要な情報セキュリティ対策を確立するため、情報セキュリティ研修を実施していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	地方公共団体情報システム機構のセミナーへの派遣	実施				
	目標値 (研修コース数・受講者数)	11コース、11人	11コース、11人	11コース、11人	11コース、11人	11コース、11人
	eラーニング「情報セキュリティ研修」の実施	実施				
目標値 (受講者数)	50人	50人	100人	100人	100人	

番号	38	担当課	情報推進課			
実施事項	緊急情報配信サービスの活用					
5年間の目標設定	いつでもどこでも最新の情報が入手できる携帯電話等のメリットを生かすため、市民が必要とする緊急情報のニーズを的確に把握し、メニューの充実に努めていく。また、より多くのサービス利用者を獲得するため、制度のPRを進めていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	利用者拡大に向けたPR	・広報への掲載 ・チラシ配布 (中学卒業生の保護者対象)				
	目標値 (利用者数)	1,500人	1,700人	1,900人	2,100人	2,300人
	サービスメニューの充実	検討				
目標値(額)	—	—	—	—	—	

取組項目2 市民サービスの充実

番号	39	担当課	収納課			
実施事項	納付機会の拡大					
5年間の目標設定	市民サービスの向上及び市税等の納付機会の拡大のため、新たにクレジットカード・ATM・インターネットバンキング等の納付方法を導入する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	納付方法の拡充 (クレジットカード・ATM・インターネットバンキング等)	検討	方針確定	システム改修	実施	
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	40	担当課	市民課			
実施事項	各種証明書のコンビニ交付の導入					
5年間の目標設定	マイナンバー制度の導入及び個人番号カードの普及に伴い、住民票の写し等証明書のコンビニ交付を導入することで、市民の利便性の向上と窓口の混雑緩和を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	コンビニ交付の導入	個人番号カード 交付開始 (平成28年1月)	業者選定	導入 (平成30年1月)		
	目標値 (発行数)	—	—	200枚/月	500枚/月	700枚/月
行動計画	交付対象証明書の追加	検討				
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	41	担当課	こども課			
実施事項	放課後児童クラブの充実					
5年間の目標設定	地域社会の中で、子どもが放課後や週末等に安心・安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの更なる充実を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	放課後児童クラブの設置	(新設) 清水小学校区 国分小学校区	(増設) 稲沢東小学校区			(増設) 下津小学校区
	目標値 (放課後児童クラブ数)	32クラブ	33クラブ	33クラブ	33クラブ	34クラブ
	利用年齢の拡大 (小学6年生まで)	実施				
目標値(額)	—	—	—	—	—	

番号	42	担当課	こども課			
実施事項	地域子育て支援拠点事業の推進					
5年間の目標設定	子育て支援センターや児童センター等において、子育てに必要な情報、相談の機会や交流場所等の提供を充実させていくことで、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	地域子育て支援拠点事業の推進	推進		閉園後の長野保育園に子育て支援センターを開設		
	目標値 (事業実施施設数)	12施設	12施設	13施設	13施設	13施設

番号	43	担当課	商工観光課			
実施事項	消費生活相談体制の強化					
5年間の目標設定	市民の安心・安全な消費生活を確保するため、相談体制の強化を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	消費生活相談の拡充	相談開設日 第1週～第4週 の水曜日及び 金曜日（月8回）	相談開設日 第1週～第4週 の水曜日及び 金曜日（月8回）	相談開設日 月曜日～金曜 日の平日	相談開設日 月曜日～金曜 日の平日	相談開設日 月曜日～金曜 日の平日
	目標値 （相談件数）	150件	192件	450件	450件	450件

番号	44	担当課	スポーツ課			
実施事項	民間プール施設の一般開放					
5年間の目標設定	市民のスポーツ活動の推進と健康増進を図るため、市の補助事業として民間事業者のプール施設を市民向けに一般開放してもらう。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	民間プール施設の開放	実施				
	目標値 （年間開放回数）	60回	60回	72回	72回	72回

基本目標5 市民との協働による市政の実現

取組項目1 情報公開の推進と広報・広聴機能の強化

番号	45	担当課	秘書広報課				
実施事項	ホームページの充実						
5年間の目標設定	市民に市政情報を分かりやすくリアルタイムに提供するため、CMSの導入を進めるとともに、掲載情報等の充実を図り、ホームページの質の向上に努める。						
実施スケジュール							
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
行動計画	新システム(CMS)の導入	調査・研究				▶	
		目標値(額)	-	-	-	-	-
	掲載情報の充実	実施					▶
		目標値(額)	-	-	-	-	-

番号	46	担当課	企画政策課、各課			
実施事項	各種審議会等の情報公開の推進					
5年間の目標設定	行政の透明化を図るため、市民や有識者で構成される各種審議会等の会議については、開催案内や会議録を市のホームページ等に速やかに掲載するなど、積極的な情報公開に努めていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	会議の公開	推進				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	開催案内及び会議録のホームページ等への掲載	推進				
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	47	担当課	企画政策課、各課			
実施事項	パブリックコメント制度の活用					
5年間の目標設定	市民の市政に対する意見を各種計画や方針等に反映させるため、パブリックコメント制度の更なる活用を推進・促進していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	パブリックコメント制度の活用推進	庁内啓発				
	目標値(啓発回数)	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
	パブリックコメントの実施	随時実施				
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	48	担当課	秘書広報課			
実施事項	「市民め～る」等の活用					
5年間の目標設定	幅広く市民の意見・提言を聞く手法を検討し、市民の声を財産として市政運営に生かしていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	「市民め～る」の活用	実施				
		目標値(額)	—	—	—	—
	新たな広聴制度の創設	検討				
		目標値(額)	—	—	—	—

番号	49	担当課	秘書広報課			
実施事項	市政懇談会の開催					
5年間の目標設定	市政の現状を報告するとともに、市民の声を直接聞き、それを今後の市政運営に反映させていくための場として、タウンミーティング(市長と語る会)を開催する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	タウンミーティングの開催 (中学校区単位)	開催				
		目標値 (開催地区数)	市内9地区	市内9地区	市内9地区	市内9地区
	開催方法の見直し	検討				
		目標値(額)	—	—	—	—

番号	50	担当課	秘書広報課			
実施事項	市役所出前講座の推進					
5年間の目標設定	市民に市及び市政に関する理解をより深めていただくため、市役所出前講座の実施内容を充実し、更なるPRを図っていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	出前講座の充実	実施				
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	51	担当課	秘書広報課			
実施事項	市民意識調査の実施					
5年間の目標設定	多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握するため、市政世論調査を定期的・継続的に実施し、その結果を市政に反映させていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	市政世論調査の実施		実施 (2年に1度)		実施 (2年に1度)	
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	実施方法等の見直し	随時見直し				
目標値(額)	—	—	—	—	—	

 取組項目2 市民との協働による市政の推進

番号	52	担当課	地域振興課			
実施事項	まちづくり推進協議会の充実と推進					
5年間の目標設定	事業計画の策定及び予算編成をまちづくり推進連絡協議会の役員が中心となつて行う体制の確立を図る。また、まちづくり推進連絡協議会における意見交換等により、各まちづくり推進協議会間で情報の共有を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	役員育成の支援	実施				
		実施				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	意見交換の推進	実施				
実施						
目標値(額)	—	—	—	—	—	

番号	53	担当課	企画政策課、各課			
実施事項	各種審議会等への市民公募委員の登用促進					
5年間の目標設定	市民の視点・意見を市政へ反映させるため、全庁的な取り組みとして、各種審議会等への市民公募委員の登用を促進していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	公募委員の登用	・登用率の把握 ・登用				
	目標値 (登用率)	※	※	※	※	※
	公募委員の登用に係る啓発	庁内啓発				
	目標値 (啓発回数)	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	「稲沢市審議会等の設置及び運営に関する要綱」の見直し	改正				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
備考	※「公募委員の登用」における目標値については、平成27年度中に調査し、設定することとする。					

番号	54	担当課	企画政策課、生涯学習課、各課			
実施事項	市政への女性参画の促進					
5年間の目標設定	女性の視点・意見を市政へ反映させるため、全庁的な取り組みとして、各種審議会等への女性委員の登用を促進していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	女性委員の登用	積極的に登用				
	目標値 (登用率)	33%	33%	33%	33%	33%
	「いなざわ男女共同参画プランⅡ」の推進	推進 中間見直し				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	女性委員の登用に係る啓発	庁内啓発				
	目標値 (啓発回数)	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	「稲沢市審議会等の設置及び運営に関する要綱」の見直し	改正				
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	55	担当課	都市計画課			
実施事項	ワークショップの推進					
5年間の目標設定	ワークショップを推進することにより、市民と行政が協働して市政を推進する体制の構築を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	ワークショップの開催	西町1号公園を対象に開催	西町3号公園を対象に開催	随時実施		
	目標値 (実施対象数)	1公園	1公園	—	—	—

番号	56	担当課	地域振興課			
実施事項	NPO・ボランティア、市民活動団体の育成・支援、指導者育成					
5年間の目標設定	市民活動支援センターの運営体制の見直しを継続して行うとともに、提案型の事業費補助制度を創設し、市民活動団体のより活発な活動促進を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	市民活動支援センターの運営体制の見直し	検討			新体制で運営	
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	公募型の事業費補助制度を創設	検討	創設			
目標値(額)	—	—	—	—	—	

番号	57	担当課	危機管理課			
実施事項	自主防災組織の育成					
5年間の目標設定	自助・共助・公助が機能する安心・安全なまちづくりを目指し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成に向けた啓発活動や補助制度を活用した防災活動の推進に努めていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	自主防災組織の組織化促進	周知及び啓発				→
		目標値(組織率)	97.4%	98.1%	98.7%	99.4%
	自主防災組織への活動支援	・訓練補助 ・資機材補助				→
		目標値(額)	—	—	—	—
備考	組織率: 団体数 / 行政区数 × 100%					

番号	58	担当課	高齢介護課				
実施事項	各種業務におけるNPO・ボランティアとの協働(介護予防・生活支援サービス)						
5年間の目標設定	高齢者ふれあいサロンの充実に努めるとともに、介護保険制度の改正により、新たに地域支援事業での取組みが求められるNPO・ボランティアを活用した介護予防・生活支援サービス事業について検討・実施していくことで、地域の高齢者を地域で支える環境の実現を目指す。						
行動計画	実施スケジュール						
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	高齢者ふれあいサロンの充実	実施				→	
		目標値(活動団体数)	27団体	28団体	29団体	30団体	31団体
	NPO・ボランティアを活用した地域支援事業の実施	→		実施			→
		目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	58	担当課	環境保全課			
実施事項	各種業務におけるNPO・ボランティアとの協働(さわやか隊)					
5年間の目標設定	市民環境ボランティア「さわやか隊」の活動促進を図ることで、市民の生活環境保全と美化意識の高揚、ひいては快適で住みよい生活環境の確保を目指す。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	隊員の募集	実施				
		目標値 (隊員数)	2,600人	2,800人	3,000人	3,000人
	さわやかデー(統一行動日)における活動	実施				
		目標値 (活動参加者数)	210人	225人	240人	240人

番号	58	担当課	都市計画課			
実施事項	各種業務におけるNPO・ボランティアとの協働(違反簡易広告物除却活動員)					
5年間の目標設定	地域の良好な景観を形成し、安全なまちにするため、違反簡易広告物除却活動員制度に基づき、市民ボランティアによる除却活動を推進していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	違反簡易広告物除却活動の推進	・推進 ・広報・ホームページでの活動周知				
		目標値 (活動団体数)	3団体	3団体	3団体	3団体

番号	58	担当課	図書館			
実施事項	各種業務におけるNPO・ボランティアとの協働(図書館サービス)					
5年間の目標設定	各種養成講座やスキルアップ講座を開催し、図書館ボランティアの育成とスキルアップを図ることで、絵本の読み聞かせをはじめとする図書館サービスの充実を図り、市民の読書活動を協働で推進していく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	ボランティア団体の育成	各種養成講座の開催				
		目標値(講座数)	18講座	19講座	20講座	21講座
	ボランティア団体のスキルアップ	スキルアップ講座の開催				
		目標値(講座数)	20講座	21講座	22講座	23講座

番号	58	担当課	市民病院管理課			
実施事項	各種業務におけるNPO・ボランティアとの協働(市民病院内における患者サービス)					
5年間の目標設定	市民に親しまれる病院を目指し、新たなボランティアグループを導入することによって、市民病院内における患者サービスの向上を図っていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	NPO・ボランティアとの協働	<ul style="list-style-type: none"> ・外来受付における案内業務 ・車椅子の補助 ・入院患者との交流等 				
		目標値(額)	—	—	—	—

番号	59	担当課	消防本部総務課			
実施事項	消防団活動の活性化					
5年間の目標設定	消防団員の定数確保に努めるとともに、活動分野を拡充し、地域団体との連携を強化することで、地域防災力の維持・向上を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	消防団員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・募集啓発活動 ・稲沢市ガンバ レ消防団応援事業所の拡充 				➔
	目標値 (団員数)	290人	290人	290人	290人	290人
	団員研修の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・団員研修会 ・普通救命講習会 				➔
	目標値 (研修の開催回数)	年5回	年5回	年5回	年5回	年5回
	自主防災訓練への参加	実施				➔
	目標値 (参加回数)	年2回／分団	年2回／分団	年2回／分団	年2回／分団	年2回／分団

番号	60	担当課	用地管理課			
実施事項	アダプト制度の推進					
5年間の目標設定	市民と行政が協働で住みよい生活環境を保つため、アダプト制度を活用して、道路の美化と清掃活動を推進する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	継続的な活動の推進	・PR活動 ・団体募集				
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	61	担当課	企画政策課、各課			
実施事項	大学との連携					
5年間の目標設定	包括連携協定を締結している市内2大学との連携を深めることで、協働によるまちづくりを推進していく。また、大学が持つ知的・人的資源や施設の活用といった多様な分野で連携協力していくことで、活力のある個性豊かな地域社会の発展と人材の育成を目指す。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	連携事業の推進	実施				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	新たな連携事業の検討	検討				
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	大学連携推進会議(仮称)の設置	実施				
目標値(開催回数)	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	

番号	62	担当課	危機管理課			
実施事項	大規模災害時における応援・支援協定の締結					
5年間の目標設定	災害時において、物資の支援や避難場所の提供等の協力要請を行うことができるよう、市内の民間企業(事業者)や各種団体、他の行政機関等との間で大規模災害時における応援・支援協定を締結する。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	応援・支援協定の締結	→				
		随時締結				
目標値(額)	—	—	—	—	—	

番号	63	担当課	地域振興課			
実施事項	区長職務及び報償費の見直し					
5年間の目標設定	区長の職務を見直し、負担の軽減を図り、その職務に適した報償費に改めることで、より円滑で適正な制度運用を図る。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	区長職務及び報償費の見直し	→				
		実施				
目標値(額)	—	—	—	—	—	

基本目標6 市民との役割分担を明確にし、効率的で質の高いサービスを実現

取組項目1 民間活力等の活用

番号	64	担当課	水道工務課		
実施事項	外部委託の検討・推進(浄水場運転管理業務の委託拡大)				
5年間の目標設定	浄水場運転管理業務の一部委託から第三者委託への変更も視野に入れた業務内容の見直しを行う中で、引き続き水道水の安定供給に努めていく。				
行動計画	実施スケジュール				
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	委託業務の拡大			→	→
	目標値(額)	—	—	—	—

番号	64	担当課	市民課		
実施事項	外部委託の検討・推進(市民課窓口業務等の民間委託)				
5年間の目標設定	市民課窓口業務等への民間委託の導入により、各業務の専門化及び繁忙期・閑散期などに対応した柔軟な人数配置を整備することで、業務の効率的な遂行と待ち時間の短縮など市民サービスの向上に努めていく。				
行動計画	実施スケジュール				
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	窓口業務への民間委託導入	調査研究		→	→
	目標値(職員削減数)	—	—	—	正規職員2名 臨時職員4名
	戸籍・住基事務への民間委託導入	調査研究		→	→
	目標値(職員削減数)	—	—	—	正規職員1名 臨時職員1名
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務(証明書発行、印鑑登録、届書受付、私文書・公文書の処理・発送、収納金に係る事務) ・戸籍・住基事務(戸籍入力・雑務、住基入力・雑務) 				

番号	64	担当課	庶務課、こども課			
実施事項	外部委託の検討・推進(給食調理業務の民間委託)					
5年間の目標設定	民間委託の導入により衛生管理や人員管理等に民間のノウハウを生かすことで、給食調理業務の効率的な運営及び充実を図っていく。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	学校給食調理業務の委託化	祖父江町学校給食センターの調理等業務の委託化			委託化施設の追加検討	委託先の選定
	目標値(額)	—	—	—	—	—
	保育園給食調理業務の委託化	・人員配置の見直し ・委託検討		随時委託化		
	目標値(額)	—	—	—	—	—

番号	65	担当課	都市計画課			
実施事項	地域団体の活用推進					
5年間の目標設定	新たに整備した公園について、清掃等の日常的な管理を地域の団体等に任せることにより、利用者のモラル向上と施設の良好な維持管理を目指す。					
行動計画	実施スケジュール					
	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	公園管理の受入団体調査		西町1号公園を対象に調査	西町3号公園を対象に調査	随時実施	
	目標値(調査対象数)	—	1公園	1公園	—	—

取組項目2 施設の管理運営等の見直し

番号	66	担当課	企画政策課、施設所管課		
実施事項	指定管理者制度の充実				
5年間の目標設定	指定管理者の募集選定を公平、公正、円滑に進めていくとともに、民間活力を導入してサービスの向上を図るという制度の趣旨を踏まえ、公募による選定を拡大する。また、制度の適正かつ効果的な運用を図るため、運用指針や選定方法の見直しを随時行う。				
実施スケジュール					
取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
指定管理者の募集選定	→				
	平成28年度更新施設に係る募集・選定（平和らくらくプラザ）	制度導入施設の指定更新（平和らくらくプラザ）	平成30年度更新施設に係る募集・選定（身体障害者福祉センター）	・制度導入施設の指定更新（身体障害者福祉センター） ・平成31年度更新施設に係る募集・選定（25施設）	制度導入施設の指定更新（25施設）
目標値（更新施設数）	—	1施設	—	1施設	25施設
新規導入施設の検討	→				
	検討				
目標値（額）	—	—	—	—	—
運用指針の改訂	→				
	随時実施				
目標値（額）	—	—	—	—	—
選定方法の見直し（選定審査基準、選定委員等）	→				
	見直し	検討	見直し		
目標値（額）	—	—	—	—	—



7 用語の解説

用 語 (掲載ページ)	解 説
あ アダプト制度 (26、82ページ)	<p>道路、公園など身近な公共施設の管理に市民が参加する制度をいいます。</p> <p>「アダプト」とは英語で「養子にする」ことを意味するため、市民を里親に、公共施設を養子になぞらえています。</p>
新しい公共 (8、13ページ)	<p>行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民、地域、NPO・ボランティア、民間事業者等）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任を持って活動することで「支え合いと活気がある社会」を構築する考え方をいいます。</p>
一般会計 (6ページ)	<p>福祉、教育、消防、道路・公園などの整備・管理など、市が広く市民を対象として行う事業についての経費を経理する会計で、特別会計に属さないものをいいます。</p> <p>【参考】</p> <p>「特別会計」：特定の事業を行う必要がある場合や法律により設置が義務付けられている場合に設置される会計をいいます。</p> <p>「公営企業会計」：特別会計のうち、主に事業に基づく収益により行政サービスの提供を行う会計をいいます。</p>
一般競争入札 (17、35ページ)	<p>公告によって不特定多数の者を入札により競争させて契約を締結する方法をいいます。</p>
違反簡易広告物除去活動員制度 (79ページ)	<p>地域の良好な景観を形成し安全なまちにするため、道路上に違法に表示されたはり紙、はり札、立看板などの違反広告物について、市民にボランティアとして除去活動を行っていただく制度をいいます。</p>
インセンティブ (60ページ)	<p>意欲向上や目標達成のための刺激策のことをいいます。</p>
インセンティブ予算制度 (34ページ)	<p>予算の執行段階において、市民サービスを低下させずに、自発的な創意工夫によって経費の節減や収入の増加等を実現した部署に対し、次年度予算でその効果相当額分を別枠配分する制度をいいます。</p>
インフラ設備 (7、18ページ)	<p>国や地域が経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設設備のことをいい、道路、橋梁、上下水道などが含まれます。</p>



	<p>オープンカウンタ [公開見積競争] (35ページ)</p>	<p>物品購入の見積りについて、契約の相手方を特定せずに案件を公開し、見積りに参加を希望する者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する方法をいいます。</p>
か	<p>外部評価 (31、32 ページ)</p>	<p>行政評価を実施するに当たり、行政内部（市職員）による自己評価に加え、市民や有識者等の第三者による評価・検証の機会を確保することで、評価の客観性の向上及び透明性の確保を図り、事業のあり方の検証を含めた行政運営の効率化、事業の見える化及び職員の意識改革に役立てる手法をいいます。</p>
	<p>合併算定替の特例措置 (6、12、18、34 ページ)</p>	<p>合併市町村を対象とした地方交付税額の算定に係る特例措置で、合併年度及びこれに続く10か年度は、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税額の合算額を保障し、さらに、その後5か年度は保障額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられる制度をいいます。</p>
	<p>合併特例債 (7 ページ)</p>	<p>合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として借り入れることができる地方債（借入金）のことをいいます。</p> <p>事業費のおよそ95%まで借り入れることができ、後年度に発生する返済金（償還金）の70%が、普通交付税によって補填される仕組みとなっています。</p> <p>合併特例債の活用は、合併年度及びこれに続く10か年度に限られていましたが、法律改正により期間が5年間延長され、稲沢市の場合は平成32年度まで活用が可能となりました。</p>
	<p>基金 (6、7 ページ)</p>	<p>年度間の財源の不均衡の調整や特定の目的のために資金を積み立てたもの、また、定額の資金を運用するために設けられたものをいいます。</p>
	<p>義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 (6 ページ)</p>	<p>地方公共団体の自治事務について、国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在するため、その見直しと条例制定権の拡大を進めることで、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において、行政を実施する仕組みに改めることをいいます。</p>
	<p>共助 (9、20、78 ページ)</p>	<p>(さ行の「自助・共助・公助」を参照してください。)</p>

行政経営 (1 ページほか多数)	「市民満足度の向上」を図るため、民間企業等の経営理念・手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立って、自らの判断と責任で行政活動を展開していく考え方をいいます。
行政評価システム (11、23、31 ページ)	行政の政策、施策、事務事業について、一定の基準でできる限り分かりやすい指標を用いて、その必要性、効率性、成果などを評価し、改善や予算編成に反映させるシステムをいいます。
協働 (3 ページほか多数)	市民等と市がそれぞれの持つ特性を生かしながら相互に補完し合い、共通する目的の実現や課題の解消に向けて、連携・協力して取り組む考え方をいいます。
グループ制 (23、29 ページ)	所属（課）の中にある係を廃止し、業務のまとまりごとに多人数で柔軟な運営のできるグループを設置することで、課内の相互協力体制を図る制度をいいます。
経営資源 (9、10、11、15、16 ページ)	効率的な行政運営を行う上で必要不可欠となるヒト（職員）、モノ（施設などの資産）、カネ（予算）、情報（知的財産）などのことをいいます。
経常的経費 (7 ページ)	歳出のうち、人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出する経費で、特定の財源を持たないものをいいます。
権限移譲 (6、28ページ)	（た行の「都道府県から市町村への権限移譲」を参照してください。）
公共サービス (7、8、9、13、14、15、20 ページ)	広く社会全体に関する福利のために供するサービス（業務）をいいます。多くの公共サービスを行政が担っていますが、サービスによっては、市民、地域、NPO・ボランティア、民間事業者等も担い手となります。
公債費 (58 ページ)	地方債の元金と利息を返済するための費用及び一時的な借入れをした場合の支払利息の合計額をいいます。
公助 (9、78 ページ)	（さ行の「自助・共助・公助」を参照してください。）
高齢者人口 (4、5 ページ)	65 歳以上に属する高齢者の人口のことをいいます。
高齢者ふれあいサロン (78 ページ)	高齢者の生きがいづくりのため、また、介護予防と健康増進を図るため、高齢者の方々が生涯学習、レクリエーション、談話等を通じて一日を楽しく過ごすことができる身近の場として、市内各地に開設しているサロンをいいます。

	<p>個人番号カード (67 ページ)</p>	<p>平成 28 年 1 月のマイナンバーの利用開始後に市区町村へ申請すると、交付を受けることができるカードで、券面には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。</p> <p>このカードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードの IC チップに搭載された電子証明書を用いて、電子申請サービス等にも使用できます。</p>
	<p>固定資産台帳 (59 ページ)</p>	<p>事業者が土地・建物・機械などの固定資産や繰延資産を管理するために作成する帳簿をいいます。</p> <p>固定資産の種類別に分類した上で、取得日や取得価格、減価償却が必要な資産に関しては償却額などを記載するとともに、売却や除却といった顛末に至るまでの経緯も管理します。</p>
<p>さ</p>	<p>財政指標 (18、24、58 ページ)</p>	<p>分かりやすい財政情報の開示や財政の早期健全化及び再生のための新たな制度の整備を目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）により公表を義務づけられた指標をいいます。</p>
	<p>財政調整基金 (7 ページ)</p>	<p>年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。</p> <p>長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用します。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その全部又は一部を積み立てることとなっています。</p>
	<p>財務書類 (18、59 ページ)</p>	<p>貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の総称をいいます。</p>
	<p>自主財源 (17、42、43、44、45 ページ)</p>	<p>地方自治体が自主的に収入し得る財源をい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当します。</p>
	<p>自助・共助・公助 (9、78 ページ)</p>	<p>「自助」とは、住民ひとりひとりが豊かな生活を送るために自ら努力すること、「共助」とは、近隣の方々、また市民が豊かな地域づくりに協力・協働すること、「公助」とは、公的機関によって提供されるサービスなどをいいます。</p> <p>共に支え合い助け合う地域社会の実現には、この3つの“助”を適切かつ効果的に展開させていくことが有効であり、近道であるといえます。</p>

<p>指定管理者制度 (8、20、26、86 ページ)</p>	<p>議会の議決を経て、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が文化施設や体育施設などの公の施設の管理運営を代行する制度をいい、指定管理者には、地方公共団体が出資している法人に限らず民間事業者等もなることができます。</p> <p>民間事業者等の持つノウハウやサービス提供能力を公の施設の管理に生かすとともに、競争原理を導入することによって、効果的・効率的な施設運営や住民サービスの向上を実現することがこの制度の目的です。</p>
<p>市民協働 (8、11、13、15、19 ページ)</p>	<p>(か行の「協働」を参照してください。)</p>
<p>市民めぐる (26、72 ページ)</p>	<p>市政に対する意見・提言を市民から電子メールなどで受け取る制度をいいます。</p>
<p>事務事業評価 (31 ページ)</p>	<p>行政評価システムの一つの手法で、施策目的を達成するための具体的な手段である事務事業について、施策への有効性や効率性といった観点から具体的に評価することをいいます。</p>
<p>事務分掌 (28 ページ)</p>	<p>企業や行政機関の中で、それぞれの部署や部門が担当する仕事、又はそれぞれの部署や部門の分担を明確に定めることをいいます。</p>
<p>市役所出前講座 (26、73 ページ)</p>	<p>市民が主催する集会等の場に市職員が出向き、市の施策や事業について説明する講座をいいます。</p>
<p>受益者負担 (12、15、17、24、39、40 ページ)</p>	<p>特定の公共サービスの提供に必要な経費に充てるため、そのサービスによって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させることをいいます。</p>
<p>少子高齢化 (4、9、14、17、47 ページ)</p>	<p>出生率の低下や平均寿命の伸びが原因で、人口に占める子どもの割合が減り、同時に高齢者の割合が増える現象をいいます。</p>
<p>審議会 (25、26、51、71、75、76 ページ)</p>	<p>地方公共団体の執行機関の附属機関として、特定の諮問事項について調査・審議する合議制の機関をいいます。</p>
<p>人事院勧告 (63 ページ)</p>	<p>公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適應した適正な公務員給与とするため、民間準拠を基本に人事院が毎年行う勧告のことをいいます。</p>
<p>人事考課制度 (12、19、25、63 ページ)</p>	<p>職員の勤務成績の評定を行うことにより、職員の能力開発と活用、意識改革と士気の高揚、人材育成及び「公平・公正性」、「透明性」、「客観性」、「納得性」のある人事管理を図るための制度をいいます。</p>

スクラップ・アンド・ビルド (16、34 ページ)	限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事務事業や補助金等について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ（廃止・縮減）し、それによって生み出された財源をより重要な新しい事業に振り向ける手法をいいます。
成果重視 (11 ページ)	予算投入の結果として、どれだけ効果があったか、市民生活や市民の満足度がどれだけ向上したかを重視していく考え方をいいます。
生産年齢人口 (4、5、6 ページ)	15 歳以上 65 歳未満に属する人口のことをいいます。 その多くが労働力として生産活動を行っていることから経済的観念を踏まえてそう呼ばれています。
施策評価 (31 ページ)	行政評価システムの一つの手法で、政策目的を達成するための具体的な手段である施策を評価することをいいます。
前納報奨金制度 (36 ページ)	固定資産税・都市計画税について、全4期あるうち、第1期の納期限内に第4期までの全額を納付した場合に納税者に報奨金が交付される（実際は、全期分から報奨金を差し引いて納付する）制度をいいます。
総合計画 (1、31 ページ)	地方自治体が長期的展望に立ったまちづくりを進める上での最上位に位置付けられる計画で、市政運営の基本となるものをいいます。 稲沢市の総合計画は、基本構想、基本計画及びこれに基づく推進計画から構成されています。
た 第三者委託（制度） (84 ページ)	水道法第 24 条の 3 の規定に基づき、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者等（民間を含む。）へ水道法上の責任を含めて委託することができる制度をいいます。
男女共同参画 (76 ページ)	男女がお互いの人権を尊重しながら責任を分かちあい、性別に関わりなく、社会の対等の構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できるようにする考え方をいいます。
地方公会計（制度） (18 ページ)	主に地方公共団体における会計制度のことをいいます。 現在の地方公共団体の会計は、予算の適正・確実な執行を行うため、現金の出入りのみに着目した現金主義・単式簿記を採用していますが、地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況の中で、説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、将来にわたる資産・負債（借金）といったストックの財政状況や行政サービスに要する減価償却費なども含めたトータルコストを把握する複式簿記・発生主義の企業会計的な手法を活用することが昨今求められています。

<p>地方交付税 (6、12、18 ページ)</p>	<p>地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のことであります。</p>
<p>地方債 (6 ページ)</p>	<p>地方自治体が国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のことをいいます。 これらは、学校やごみ処理施設、道路・公園などの整備に充てられます。</p>
<p>地方分権 (6、12、16、18、20 ページ)</p>	<p>国の権限や財源を地方（都道府県や市町村）に移して、地方の自主性・自律性を高めることにより、「自分たちの地域のことは、自分たちが主体的に決められる仕組みにする」考え方をいいます。</p>
<p>地方分権改革 (6、12 ページ)</p>	<p>住民に身近な行政は、地方自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革をいいます。</p>
<p>定員適正化計画 [定員（管理）の適正化] (1、2、8、11、12、15、16、23、30 ページ)</p>	<p>職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と今後の課題などを明らかにし、今後の定員管理のあり方について、基本方針、目標及び取組内容を定めた複数年度にわたる計画又はこの計画に基づく取組みをいいます</p>
<p>電子市役所 (12、15、19、25、65、66 ページ)</p>	<p>ICTを活用して、行政サービス（申請・届出その他申込み、公共施設の空き状況の確認・予約受付、各種情報の提供等）を電子的に提供することにより、住民サービスの向上、行政事務の効率化及び地域の活性化を図ることをいいます。</p>
<p>電子申請サービス (25、65 ページ)</p>	<p>行政機関に対する申請・届出などの手続きの一部を自宅や職場のパソコンからインターネット環境を通じて、原則365日・24時間オンラインで行うことができるサービスをいいます。</p>
<p>投資的経費 (7ページ)</p>	<p>歳出のうち、施設建設や基盤整備などの資本形成に要する経費をいいます。</p>
<p>特定家庭用機器 (40ページ)</p>	<p>特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定される電気機械器具等（「エアコン」、「テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目）をいいます。</p>
<p>都道府県から市町村への権限移譲 (6ページ)</p>	<p>住民に身近な行政主体である基礎自治体（市町村）に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県が有していた権限を市町村へ移譲することをいいます。</p>

な	任期付任用職員 (25、62ページ)	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合、又は期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合などにおいて、任期を定めて採用することができる職員をいいます。
	ネーミングライツ (45 ページ)	民間企業等がスポンサーとなり、市の施設等に企業名や商品名などを愛称として付与することができる権利をいいます。
	年少人口 (4、5 ページ)	15歳未満に属する年少者の人口のことをいいます。
は	パブリックコメント制度 (26、71 ページ)	市の基本的な政策の策定に当たり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求めるとともに、これを考慮して意思決定を行う際に、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方等を公表する制度をいいます。
	放課後児童クラブ (25、68 ページ)	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生児童を放課後に預かり、遊びの場の提供や生活指導等を行うことで、児童の健全な育成を図る事業又はこの事業を行うための施設をいいます。
	扶助費 (7 ページ)	福祉施設への入所費用、各種福祉サービスや福祉手当、生活保護費、医療費助成など、市民を援助するための費用をいいます。
ま	マイナンバー [個人番号] (67 ページ)	住民票を有する全ての者に対して1人1つずつ付され、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される12桁の番号をいいます。 マイナンバーは、平成27年10月以降、市区町村から住民票の住所に送られる「通知カード」でそれぞれ通知され、平成28年1月以降、前述の分野で利用が開始される予定です。
	マイナンバー制度 (67ページ)	正式な名称は、「社会保障・税番号制度」といいます。 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となる制度です。
	まちづくり推進協議会 (26、74ページ)	稲沢市内の各支所・市民センターを拠点に設置されている地域組織をいいます。 行政区をはじめ、婦人会、老人会、子ども会、スポーツ・文化団体といった様々な団体が相互に交流を深め合い、地区民の連帯感を高めていく中で、市民が健康で安心して暮らせる社会づくりを目的とした多様なまちづくり事業が展開されています。

や	遊休資産 (41 ページ)	使用・利用を休止している未利用地などの資産をいいます。
	予算の複数年度管理 (23、34 ページ)	3年間程度の歳出総額を決め、事業の優先順位を付けるとともに、その枠内で政策目標の達成と予算の効率的な執行を図る予算制度をいいます。
ら	ロジックモデル (31 ページ)	各事務事業における活動・手段が最終的な成果（事業の目的）に到達するまでの因果関係（ロジック）をフロー（流れ）図にして表したものをいいます。 稲沢市では、事務事業評価の中に取り入れることで、論理の流れが妥当かどうかを検証し、事務事業の適切な実施や見直しに活用しています。
わ	ワークショップ (26、77 ページ)	グループ作業を通じて、参加者が自由に意見やアイデアを出し合いながら全体の意思を決定していく作業や会議のことをいいます。 計画や事業の実施に当たって、住民の参加を促進するために開催されます。
A く Z	CMS (70 ページ)	Content Management System の略称で、Web コンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称をいいます。
	eラーニング (66 ページ)	インターネットなどのネットワーク環境を利用した学習形態を持つ自己研修をいいます。 教師と生徒がリアルタイムでやりとりできる方式と、事前に教材が準備されていて学習者が自由な時間に自分のペースで学習できる方式があり、必要な学習内容だけを受講できることや、動画・音声を利用した学習教材が利用できるなどの特長があります。
	ICT [情報通信技術] (12、19 ページ)	Information and Communication Technology の略称で、情報・通信に関連する技術一般の総称をいいます。 IT (Information Technology) の「情報」に加えて、「コミュニケーション（共同）」性を具体的に表現しており、ネットワーク通信による情報・知識の共有を意味するものです。
	NPO [特定非営利活動法人] (5、8、9、13、20、26、77、78、79、80 ページ)	nonprofit organization の略称で、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体をいいます。

<p>OJT [職場研修] (18 ページ)</p>	<p>On-the-Job Training の略称で、職場において上司・先輩等が仕事を通じて、また、仕事に関連させながら部下を育成・指導する取組みをいいます。</p>
<p>PDCAサイクル [マネジメントサイクル] (16、22 ページ)</p>	<p>事業活動において、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の4つのステップを一貫した流れとして捉え、それらを循環させることで、継続的な改善を図る手法をいいます。</p>
<p>PPS [特定規模電気事業者] (46 ページ)</p>	<p>電気事業法の改正に伴う「電力自由化」により新たに認められた業種で、50kW 以上の高圧電力を必要とする需要家を対象に電力の小売り供給を行う事業者のことをいいます。</p>
<p>Win-Win-Win の関係 (13 ページ)</p>	<p>ある事柄に関わる主体それぞれに良い結果 (成功) がもたらされる関係をいいます。</p>

稲沢市行政経営改革プラン
(平成27年度～平成31年度)

平成27年3月策定

発行 稲沢市

編集 稲沢市市長公室企画政策課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1

TEL 0587-32-1111

FAX 0587-23-1489

ホームページ <http://www.city.inazawa.aichi.jp>